

教 育 子 供 委 員 会 記 録

日 時	令和7年12月17日(水) 午後 零時58分～午後 2時 8分 午後 2時17分～午後 2時55分 午後 3時 5分～午後 4時32分
場 所	第5・第6委員会室
出席委員	◎小松 幸子 ○伊藤 誠 末永 康文 円谷 憲人 中島 俊 村越 誠 矢澤 英雄 山田 一一 若狭 朋広
欠席委員	なし
委員外 議員	なし
説明のため 出席した者	副市長(山田大輔) こども部長(依田森一) こども福祉課長(恒岡真由美) こども相談センター所長(野戸史樹) 保育運営課長(前田典彦) 教育長(田牧 徹) 教育総務部長(中村泰幸) 教育総務部次長兼教育政策課長(松澤 元) 教育施設課長(大滝正寿) 学校給食課長(染谷和広) 生涯学習部長(宮本さなえ) 学校教育部長(平野秀樹) 教職員課長(福田裕司) 指導課長(麻生織江) 指導課統括リーダー(荒川 満) その他関係職員

午後 零時 58 分開会

○委員長 それでは、ただいまから教育子供委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴についてですが、申出の人数が10人を超えた場合には当委員会室に傍聴者全員が入ることはできません。そこで、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴する方は傍聴受付の先着順によることとします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付の審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。なお、質疑の方法は、一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部をお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、まず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努めるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねてお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、持込みが認められたタブレット端末及びパソコン以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。なお、答弁と関係のない用途でのパソコンの使用は控えていただくとともに、使用の際はキーボードの入力音、打鍵音に注意していただくようお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって質疑を行う際には、くれぐれも一般質問とならないよう御注意願います。

まず、議案第1区分、議案第17号、令和7年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。補正予算について、まずこども相談センターのところで里親養育包括支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、妊産婦等生活援助事業という、これこども・若者相談センターの開設に伴いということで、3年間でまず債務負担行為というのをこの3年で設けたというのが、単年度契約ではなくて3年にしたというところの理由を教えてくださいませんか。

○**こども相談センター所長** それぞれ業務、個々のケースに対応していくものでございます。里親との関わり、また社会的養護、ケアリーパー等との関わり、また妊産婦等ですと特定妊婦ですとか、生まれた後とかの関わりといったところで、単年といったところよりも複数年の関わり、また事業者にとっても単年で複数の人数を確保するといったところが難しいところもありますので、その両面から3年といったところで設定してございます。以上でございます。

○**若狭** ありがとうございます。そうすると、この事業って新しく始まる事業だと思うんですね。例えばニーズが変化したりだとか、制度がちょっと改正しなきゃいけないとか、そういう変化が生じた場合の見直しみたいな仕組みというのはどのように考えていますでしょうか。

○**こども相談センター所長** いずれも比較的新しい事業かなというふうには思っておりますけれども、委員おっしゃるとおり変化といったものはないことはないかなというふうに認識はしてございます。ただ、いずれにいたしましても、里親の業務といったところは児童福祉法で実施をしなければならないものであるということ、また社会的養護のケアリーパーの支援ですとか妊産婦等生活援助につきましても法定業務でございますし、そんなに人に余裕を持った予算を組んでいるというよりは必要なところで予算のほう組ませていただいているので、法的な法定業務といったところで、その辺の変化があれば国のほうから指示があると思いますし、今はそのガイドラインに沿ってやっておりますので、変化があればそのような対応もできるものかというふうに認識してございます。以上でございます。

○**若狭** 分かりました。里親の件なんですけども、今柏市の里親で養育されている家庭の数と里親認定されている数というのを教えていただいてもよろしいでしょうか。

○**こども相談センター所長** 里親で登録されている人数は117人、そのうち養育されている里親さんが44人でございます。以上でございます。

○**若狭** なるほど、分かりました。じゃ、今回包括支援ということで特に強化したい点というのがもしあれば、里親をこれから開拓していくこととか、研修ですとか、委託後の支援ですとか、どの辺を強化していきたいというふうな考えでしょうか。

○**こども相談センター所長** 強化といえばどれも強化ではございますけれども、強いてといったところでございますれば、里親へ子供を預けた後の里親支援といったところかなというふうに認識してございます。子育てに慣れていない家庭もいらっしゃると思いますし、虐待等を受けて委託されるお子さんでいらっしゃるの、言い方あれですけども、育てにくさですとか、そういったところもございますので、子供を預けた後の里親さんの支援、そちらのほうはこの委託の中でしっかりやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○**若狭** 分かりました。社会的養護自立支援事業についてなんですけども、この事業をこれからこのこども相談センターで請け負っていくということなんですけど、今柏市のこういった社会的養護自立支援というところをちょっと教えてほしい

んですけど、私が知っているのは、まずは柏市の仕送り制度というのがありますよね、これは学校教育部のほうでやっている。あと、就労支援のかしわ地域若者サポートステーション、これは経済産業部のほうでやっている。あとは、生活困窮の支援ですかね、これは生活支援課のほうで住居の支援、就労準備ですとか、家計の総合支援ですとか、これあいネットさんのほうでやっているというのは把握しているんですけど、これ以外に何かあるんでしょうか。それとも、また新しく何か追加したいというところがもしあれば教えてください。

○こども相談センター所長 柏市として取り組んでいる事業としては、委員さんおっしゃった事業になるかなというふうに思います。また、今県で取り組んでいることではございますけれども、施設を退所する子供、里親から自立するお子さんについては、国のいわゆる施設への措置費という中で、施設を退所するときに自立に向けた準備金という形で措置費の中に含まれてございます。施設を出た後のお子さんにつきましては、国のほうでは今貸付制度というものがございまして、一定期間就労等を続けることによってその返済が免除になるというものでございます。ただ、施設を退所したお子さんとか、なかなか就労を継続するといったところが難しい面もございまして、返済免除となる前に退職されたりといったところを懸念して、あまりそこの貸付けを利用されないといったところもございまして。今特別区のほうでは、それに補って住宅の支援だったりですとか、就学ではなくて就職に向けた資格の取得の支援ですとか、そういったところに取り組んでいる自治体もございまして。柏市においてもその辺りは考えていきたいというふうには思っております。以上でございます。

○若狭 分かりました。妊産婦等生活援助事業ですけども、これ今現在にんしんSOS事業というところをやっていて、例えば緊急性の高い相談とか24時間対応とかってなったときに医療とかとの連携体制とかというのはどのようにお考えでしょうか。

○こども相談センター所長 入所でお預かりするといったところでございますので、入所中に当然妊婦さんが陣痛とか、そういったものがあれば一緒に同行して救急車等を呼んで病院に行ったりといったところも可能かなと思いますし、通所とかにおいても相談があれば近隣の医療機関等との連携はされているというふうに聞いておりますので、その辺りで取り組まれているというふうに認識してございます。以上でございます。

○若狭 じゃ、新しく今回補正予算に計上されているこの事業は、特に24時間体制ということではないということでしょうか。

○こども相談センター所長 今回補正上げさせていただいているものは、令和6年度の10月から取り組んでいる、おっしゃるにんしんSOSと同じものでございます。なので、引き続き取り組んでいくといったところでございます。以上でございます。

○若狭 分かりました。ありがとうございます。いずれの事業も非常に困難な状況にある子供、若者、妊産婦ですか、それを支える重要な事業だと。ですので、重要

なのは、今回どれもプロポーザルで選定するというのはお聞きしています。その委託ありきということではなく、プロポーザルで選定というのはもちろんいいんですけど、やはり責任主体が市にあるということで質をしっかりと担保していただいて、市のほうがしっかりと改善していける仕組みになっているのかというのを強化いただきたいなと思っています。

この件に関して以上で、次なんですけども、義務教育学校の補正予算について伺います。今回継続費の延長ということで変更されています。まず、この変更の理由というのをお示しいただいてもよろしいでしょうか。

○教育施設課長　こちらは、当初設計の工期としましては令和6年、7年の2か年の事業として進めておりました。こちらは、令和6年度中に基本設計をまとめることを目的として進めておりましたが、地域協議会のほうの意見等を丁寧に吸い上げるために、こちらの基本設計に伴うワークショップを3回追加いたしました。この3回追加した分が令和7年度の上半期まで延びた影響を受けまして、こちらの事業としましてその延びた分を来年度に延長するものとしております。以上です。

○若狭　なるほど。その地域協議会での検討、意見を聞くというところの進め方で延びたということであれば、そこに対しては評価できるかなと思います。地域協議会のみならず、地域や保護者、教職員の意見をしっかりと聞くというところを地域協議会に限らずやっていただきたいなというところがございますので、そこは御検討いただけますでしょうか。

○次長兼教育政策課長　これまでも議会のほうでも御答弁さしあげておりますけれども、昨年の請願の採択も受けておりますので、その主旨に沿った形でできるだけ丁寧に意見等をお聞きしていきたいなと考えております。以上でございます。

○若狭　分かりました。その意見を聞いて、どのように反映させるかというところですか。どこまで設計に反映するのかというところも明確にしていきたいなと思います。どの意見を取り入れてこうなったというところを今後しっかりと明示していただきたいと思っています。

補正予算について私からは以上です。ありがとうございます。

○矢澤　よろしくお願ひします。それでは、情報教育の推進事業の件で伺います。情報機器端末導入支援委託、この内容はどんな内容かお示してください。

○指導課長　こちらは、令和8年度から児童生徒の端末、これを更新するに当たり、この端末の入替えを支援するGIGAスクールサポーターを4月まで繰越しをするものでございます。以上です。

○矢澤　じゃ、これは設置のための支援だというふうなことでよろしいでしょうか。

○指導課長　そのとおりでございます。

○矢澤　それでは、次の統合型校務支援システム、市立柏高校の件なんですけども、統合型校務支援システムとはどんなものでしょうか。

○指導課長　こちらは、学校内の児童生徒の出欠管理であったり、子供たちの情報を一元管理したり、あるいは学校と教育委員会のやり取りだったり、こういったも

のを統合的に支援するものでございます。以上です。

○矢澤 これは、小学校でも同じものを使っているのでしょうか。

○指導課長 小中学校でも同じものを使っております。以上です。

○矢澤 ちょっと学校の先生から聞いたんですけども、シグフィーというのもあるということを知ったんですが、これとの違いはどんなものですか。

○指導課長 この校務支援システムにつきましては学校内と教育委員会のやり取りであったり、学校内の子供たちの情報だったり、そういったものを一元管理するものでございますが、シグフィーにつきましては学校と保護者の間のやり取りをするものでございます。以上です。

○矢澤 分かりました。あと、次のSE常駐業務ということなんですけれども、システムエンジニアかな、これ常駐ってどこに常駐しているのでしょうか。

○指導課長 教育委員会の指導課内に常駐しております。以上です。

○矢澤 それで、この常駐業務って具体的にはどんな仕事をするのでしょうか。

○指導課長 具体的には、学校のインターネット環境がトラブルが起きた際の対応であったり、あるいはインターネットサイトのフィルタリング、そういったものの設定あるいは解除であったり、あるいは子供たちが危険なサイト、そういったもののアクセスについて管理を行ったりするものでございます。以上です。

○矢澤 前の統合型システムもそうなんですけれども、基本的にこういう扱いという中で、やはりセキュリティーとか、例えば誤送信、誤配信というのかな、そういうふうなこととか情報漏れの問題とかいうふうなことがすごく気になるんですけども、このエンジニアの方とかはこういうことにも対応するのでしょうか。

○指導課長 このシステムエンジニアさんは、そういった外部からのアクセスとかあった場合にはすぐに発見しまして即座に除去するという形ができます。また、デジタル校務支援システムにつきましては、閉鎖的なインターネット空間で情報を扱っているの、セキュリティーは高いシステムになっております。以上です。

○矢澤 だとは思いますがけれども、様々なところでの情報が漏れるとか、逆に安全だと思っていたのに入ってこられちゃうとかというふうなことでいろいろ報道もされていますので、ぜひ気をつけていただきたいと思いますし、きちんとした対応をしていただきたいと思います。学校現場の声聞きますと、やっぱり使い方の問題とか何かで学校内で教え合いするということは大切なことなんですけれども、それを行っているとなかなか先生たちがもっと大変になるとかいうふうなこともあって、やはり困ったときには教育委員会のほうから来ていろんな支援をしてくれるとか、そういうことを望んでいる声も聞くんですね。それで、そういうふうにして困っていると、あと使うソフトが自治体によって違うということも聞くんですけども、そういうときには、今回は市立高校ですけども、高校でもこれは県立でも同じですし、柏市立の小中学校の中でもやはりよそから来る、異動してくる方もいらっしゃるんですけども、そういう人たちへの援助というかな、急に来てなかなか分かんない。学校の中でも教えるっていつでも時間的なことで大変だというようなことがあるん

で、そういうふうなときの支援というのかな、教育委員会はどのように考えているんでしょうか。

○指導課長 デジタル校務支援システムにつきましては、計画的に年5回ほど日数も多く取りまして、その中から現場の先生が選ぶ形で研修を行っておりますが、とりわけ新規採用であったり、あるいは市外からの転入職員であったり、あと管理職、そういった者に関しましては4月当初にオンラインという形で研修をしております。また、時折時折の急な疑問等には柏市独自のヘルプデスクというものを用意しております、そこに連絡すればすぐに対応ができるような形にはなっております。以上です。

○矢澤 4月のスタート時点とか、それから本当に急に困ったときとかというようなことに対してきちんとぜひ対応していただきたいなというふうに思います。

それと、次の義務教育学校、これ今聞かれたので結構です。柏の葉小学校のグラウンド整備事業のことについて伺います。これ人が増えたから、子供が増えたから広げていくということなんですけども、今後の生徒数の推移といいますか、最高になるのはいつ頃で、どれくらいの生徒数、児童数を想定しているんでしょうか。

○次長兼教育政策課長 私の今手元にある推計でございますが、現時点で令和7年5月時点は児童数が1,347人でございます。先々ですけれども、令和20年度までの推計でございますが、令和20年度に児童数が1,600人を超えるという推計を持っております。以上でございます。

○矢澤 1,600人という、いわゆる学級数でいうとおよそ幾つぐらいになりますでしょうか。

○次長兼教育政策課長 失礼しました。52学級の見込みでございます。以上です。

○矢澤 分かりました。これ校舎完成はいつ頃でしたっけ、ごめんなさい、これはほかの資料見れば分かるのかもしれないんですけども、完成はいつでしょうか。

○教育施設課長 今回の補正予算の内容につきましてはグラウンドの工事となりますが、その後校舎の増築工事開始いたしまして、こちらを令和8年、9年の2か年で実施する予定でございます。今現在のところ令和10年4月の開所を目標に動いております。以上です。

○矢澤 これは、先ほど課長のほうから52学級というふうなことであったんですけども、今ある柏の葉小学校の普通教室、あと増築した学校の普通教室、教室数としては幾つぐらい、この52以上になるんでしょうか。

○教育施設課長 小学校の教室と今回増築する校舎の教室合わせまして61教室を整備する予定で計画しております。以上です。

○矢澤 これちょっと教育長に意見聞きたいんですけども、ここの柏の葉地域というのはもともとが小学校は2校造る予定でいたというふうになっているんですけども、それが1つの小学校分がなくなっちゃったというんですけども、これなくしたのはやっぱりまずかったのではないかというふうに今思うんですけども、どう思い

ますでしょうか。

○**教育長** お答えいたします。その当時の推計では恐らく1校で十分足りるであろうというふうな結論に達したのではないかと、ただその後の開発のスピード具合に我々の推計が追いついていかなかったということでございます。結果的に柏の葉小学校がマンモス化して増築を繰り返すことになったことについては、これはやはりもうちょっと慎重に推計をすべきだったんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○**矢澤** 2つあっても結構大変かもしれないけども、この状況だと、一般質問でもありましたけれども、望ましい規模数というのが出されていても、それをはるかに超えるような学校になっちゃうということなんで、これ市としては例えば今後分離校を造るとかいうふうな検討というのはあるんでしょうか。

○**次長兼教育政策課長** 現時点で何かそういった計画を持っているということはありません。これからの推移を見ながら、例えばでございますけれども、学区外就学の制限であったり、その先々またいろいろな方法というのを考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○**矢澤** これを整備することについて今異論はないんですけども、1,600人を超えて52を超えるようなクラスができるような学校というのは、やはりこれは望ましくないというふうに考えて今後の様々な対応をしていくことが必要だと思います。以上です。

○**伊藤** どうぞよろしく申し上げます。柏の葉のグラウンドの詳細というんですか、いま一度ちょっと教えていただくと幸いなんですけれども。

○**教育施設課長** 今回補正予算で上げておりますグラウンドの整備事業の内容ですが、約4,500平方メートルのグラウンドを整備いたしまして、この中に150メートルのトラックと、そのほか遊具等を整備する予定で計画しております。以上です。

○**伊藤** ありがとうございます。トラックと遊具だけ今決まっている感じで、あとはまだ特に今の予算の中には盛り込まれていないような感じですかね。

○**教育施設課長** 4,500平方メートルの大きさのうちの大体3分の2ぐらいが150メートルトラックが占有するような形に、今大体のイメージで言いますとそういう状況です。その空いている部分といいますか、そういったところに遊具等を設置する予定で考えております。以上です。

○**伊藤** ありがとうございます。新規グラウンドのほうはよく分かったんですけど、今残っているグラウンドの活用というか、その辺何か変更点等ありましたら御教示をお願いします。

○**教育施設課長** 現在の校庭、グラウンド内に将来的に増築校舎を建てる形に今検討しているところではございますが、やはり現状の校庭としては狭くなってしまうんですが、その後も増築後も活用できるように、一部トラックですとか、その辺りの場所を移設したりとかいう形を取りまして、グラウンドを両方の場所を使えるような形で整備したいと考えております。以上です。

○伊藤 分かりました。中学校のテニスグラウンドとか、あの辺とかはもう整備計画とかに何か出ていたりするんでしょうか。

○教育施設課長 テニスグラウンドのほうは、どちらかと中学校のほうの敷地になります。そちらのほうは、今学校ともちよつといろいろ協議させていただいているところであるんですが、来年度以降テニス部の創設も検討中だというふうに伺っているところです。以上です。

○伊藤 じゃ、小学校の影響は受けないで、普通に中学校のほうはそのまま残って、テニス来年準備していますけど、なったらできるよということでもいいんですかね。

○教育施設課長 この増築工事の建設中だけ一部中学校敷地をお借りして、例えば駐車場の利用とかいう形をお借りする予定は協議をさせていただいているところですが、基本的にグラウンド内を、中学校のグラウンドを使わせていただくというようなことは今のところ予定はございません。以上です。

○伊藤 よく分かりました。ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより採決をいたします。

○委員長 まず、議案第17号、令和7年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第17号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦勞さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第2号、柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例及び柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定についての5議案を一括して議題といたします。

本5議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 まず、では2号議案について伺います。教職調整額の段階的な引上げとい

うことで、今現状の残業時間の平均値というのはどのような推移でしょうか。令和5年、6年、7年でもし分かれば教えていただきたいんですが。

○教職員課長 市立柏高等学校の教職員の残業時間というところでお答えします。年々残業時間のほうは減っている傾向にはありますが、まだ45時間以上超えている職員も数人おります。以上です。

○若狭 分かりました。今回のこの引上げ、教育委員会としては教職員の処遇改善なのか、それとも業務量増大への補填なのか、どのような目的で捉えていますでしょうか。

○教職員課長 今回のこの改正は、県の改正に応じて同様にするものでありまして、教職員の職務等の特殊性に応じた調整額というところで認識しております。以上です。

○若狭 分かりました。この調整額の引上げ自体には上がることには反対はしないし、むしろ賛成ではありますけども、残業が増えることに対する補填というか、それが前提でのこの引上げということだとちょっと問題だなと思いますので、引き続き残業、働き方の見直しと、あと国や県の制度を追認するだけでなく、市教委として独自の働き方改革ですとか、あとは教職員の増員なども引き続き国や県に求めていただきたいと思います。

続きまして、3号議案についてでございます。こども誰でも通園制度、この件に関してなんですけども、今この制度によって受入れ児童数とかが今後対応とか増えてくると想定されますけども、保育士の配置基準とか人員体制というのは、これは現行からまた増加するのでしょうか。

○保育運営課長 こちら誰でも通園に関しましては、一時預かりに準じた形で今配置基準が設けられておりますので、こちらについてはこのままの配置基準になるかと想定しております。以上です。

○若狭 そうすると、なかなか保育の質を維持していくというところが心配ではありますけども、その辺りの対策みたいなのはどのように考えていますでしょうか。

○保育運営課長 こちら誰でも通園制度が始まるときに真っ先に議論されたのは、国で議論されたのが子供の安全の確保というところですので、まず配置基準、それからこちら認可基準についても認可保育園に準じたもの、それから運営基準、運営上についてもこちら法律で示されたのですが、保育所に準じた形の縛りがかかっているので、そういったところで担保されていると思います。以上です。

○若狭 分かりました。なかなか人を増やさずに現場の努力に委ねるというのは結構やっぱり限界があるかなと思っていますので、やっぱり制度に併せて人を増やすですとか、そもそもの保育士の処遇改善というところにも努めていただきたいと思います。これ要望です。

では、続きまして第4号議案で1点だけ質問です。健康診断のところが変わると、保育所等の長が結果を把握するというふうな内容ですけども、これはどのように具体的にやるのでしょうか、具体的にどのように確認していくというような仕組みで

しょうか。

○**保育運営課長** 具体には、文言上、条例上というか、法律上は曖昧な書き方されているんですが、実際はちょっとこれ医師会さんとか歯科医師会さんと今協議しているところなんです、かなり限定的というか、この1・6、3健で見ている部分と、あと通常の保育の中で見ている子供たちの健康状態というのは必ずしも一致しないので、これからの協議次第なんです、例えば尿検査だとか、あと目の屈折検査だとか、結果が明らかなものについては代用できるのではないかと。ほかの部分については、ちょっとケース・バイ・ケースで代用できるもの、代用できないものとありますので、そこは4月1日のスタートに向けてよく話し合いながら、現場の先生とも話し合いながら進めていきたいと考えております。以上です。

○**若狭** この制度って自治体が主催している保育園の健康診断と、あと施設として日常的に健康を把握しているというの、これを一緒にしてしまおうということだと思っています。これがやっぱり形式的に確認だけ、形式的な手続で終わっちゃうのがとても心配で、しっかり保育士ですとか職員全体にちゃんと子供の健康状態というのを共有していただきたいと思います。健康診断の結果だけを園長さんだけが受け取って、はい、オーケーですよというふうなことには決してならず、運用面をしっかりと相談して、見直しというか、強化いただきたいと思っています。これは要望です。

では、続きまして、第5号ですね。柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部改正ですけども、地域限定保育士というものですよね、これはやっぱり他市ではいるんでしょうか、千葉県ではありますか。それだけちょっとお聞きしてもいいですか。

○**保育運営課長** これは、構造改革特区というか、特区で成田市が該当していて、県内では成田市だけがこの制度該当していたんですが、実際この試験行われたのはたしか1回あっただけだと記憶していますので、ほとんど県内ではまだいらっしゃらないという制度になります。以上です。

○**若狭** この地域限定保育士は、基本的には柏市内だけで働けるというので、あとそれ以外で違う部分というのはありますか、通常の保育士さんとは。

○**保育運営課長** これ都道府県レベルでやりますので、3年間は千葉県内で働いてくださいと、3年たったなら全国どこでも保育士として働けますと、こういった制度になります。そこが資格というか、処遇上の違いになります。以上です。

○**若狭** 素朴な疑問なんですけど、地域限定の方と3年たったなら全国で働いていいという、その意味ってあるんですかね。何かそこがちょっとよく分からないんですけど。

○**保育運営課長** こちら、これ保育士の資格取ったら、公定価格とかお給料の高い例えば東京都だとか大阪だとか、周りの県の人が出ていってしまうので、地域限定という縛りで3年間はそこにとどまってくださいと、そういう流動性というか、労働力のこれをちょっとセーブをかけると、こういう趣旨の制度です。以上です。

○若狭 なるほど、分かりました。その地域、ほかの流出を防ぐためというところだと思っただけなんですけども、この地域限定保育士の資格を取るには通常の保育士さんより少し簡単なんじゃないでしょうか、その辺は条件どうでしょう。

○保育運営課長 これほとんど変わらなくて、大体短大とか出た人は普通に保育士取れるんですが、試験を受けて目指す方向けで、通常の方は筆記と、あと実技が一発勝負のようなお話になるんですが、地域限定の場合は実技が試験の代わりに講習を受けると、こういう違いがありますので、ちょっと自信がない方とか、そういった方は合格のチャンスが広がる制度になっています。以上です。

○若狭 そうすると、その実技のところは講習のみでなると、特に3歳未満ですとか、より年齢が低いお子さんの安全確保というところが結構心配になってくるかなと思います。さらに、地域限定保育士も副園長までにはなれるということなんです。なので、その辺りの安全をどのように市は担保していこうというふうに思っていますでしょうか。

○保育運営課長 実際は、これ普通の試験で入る人と地域限定でエントリーしてこられる方と入り口部分ではちょっと違うんですが、実際にキャリア重ねていく中で、あとは主任さんとか副園長だとかキャリアアップされる中で当然保育の中で経験とか積んでいきますので、正直そこまで、地域限定だからちょっと技術的にどうかとか、そういったところまでは考えておりません。以上です。

○若狭 分かりました。やっぱり命を預かる部分でありますので、その辺の質の担保というところ、保育の質についてはしっかり維持していただきたいと思います。これが一時的な地域限定保育士ということではなくて、これがそもそも正規の保育士さんの待遇、処遇改善というところがやっていかなければいけないので、それが後回しにならないように、これもちょっと要望をお願いいたします。私は以上です。

○末永 先ほども前田さんが言っていました4号議案ですけど、1歳半健診と3歳健診を受けたら、要するに保育園での健康診断は省きますよということですよ。

○保育運営課長 これほとんど省けるのは実質少なくて、まずは1・6、3健を受けたときにちょうど園の健康診断の年2回のタイミングにまずうまくはまった方、それから実質1・6、3健のデータと保育園で欲しいデータとマッチするものというのは、完全にぴたっとマッチしませんので、一部の項目がパスできると、そういうレベルになると思います。以上です。

○末永 ということは、1歳半健診と3歳健診しても健康診断はやりますよということですか。

○保育運営課長 ケース・バイ・ケースになると思うんですが、ほとんどなので、想定されるのは歯科検診の結果だとか、虫歯のあるなしとか、尿検査だとか、あと目の検査、屈折異常だとか、これを除いて一部の項目がパスできるものの、実態としては健診はなくなりにくいのではないのかなと考えております。以上です。

○末永 何を言いたいかというと、1歳半健診と3歳児健診をしましたよと、しまして保育園でも健康診査をするんだけど、しているんだけど、今それはもう省略で

きるよと、1歳半と3歳でやったからって。そこで見落としているかもしれない。ダブルチェック、今までは保育園でもやるから、異常なしですよとか、あるいは保育園でも見つかる場合もあるかもしれない。いろいろだと思うんですね。子供だから、この時期が一番多感な一番大事なときだから、私はダブルチェックする意味でも健診はきちっとしたらいんじゃないかと思うんです。だけど、それがここでは省略できる。この文章を読みますと、健診の全部または一部を行わないことができるという改正というように書いてありますね。ということは、しないよということですよ。というふうを取っているんです、私は。だから、そうじゃなくて、やはりきちんと、ダブルチェックじゃないですけども、健診をきちんとするというのをしないとそのことがずっと4歳、5歳になったときに見落としていたら、ある意味では大変なことになるじゃないですか。例えば1歳児健診と3歳児健診のときにちょっと障害があるとか、ちょっとここを今治療しておけばちょっと違うんじゃないかというところがあって、それを見落としてしまった。保育園では省略したというふうになると、これ将来に禍根を残すことになるんで、こういう条例を簡単に廃止することができるということがまかり通っているのかどうかというのをちょっと聞きたかったんです。

○保育運営課長 まさに委員さん御指摘のとおりでして、基本的にはほとんどこれ限定されると、全部の項目ではなくて一部の目の検査だとか、あとは尿検査だとか、本当に健診の一部だけがパスできると。ほかは、おっしゃるとおり特に発達に関しては1・6とか3健で一目では分かりませんので、通常の保育の中で分かることもありますので、そこはうまく何とかおっしゃるような懸念に陥らないように運用してまいります。以上です。

○末永 前田さんはそうおっしゃいますけど、やっぱり園が民間になってくると、そんなことやりたくないから、もう検査はしないよと。しなくてもいいって書いてあるんだから、しなくていいって書いてあるからしなかったんですよというふうになっていくと思うんです。だから、ここら辺はやっぱり一番守らなきゃいけない。子供を預かる子育て支援のところは、一番そのところをちゃんとしなきゃいけないところじゃないかなと思うんです。私は賛成するつもりでいたんですよ、ここ。ちょっと矢澤さんなんかも聞いたりしたりして、これちょっと文章おかしいな。民間だったら健康診断は省略していいって書いていないですかと、だから省略したから分かりませんよって、その子供が1歳児健診や3歳のときはパスしているじゃないですかと、だから知りませんというふうになりかねないと思うんです。そうすると柏市の子供がスルーしちゃって、一切そういう健康状態がチェックできない状態になってしまうんじゃないかという危惧をするんです。それが1つ。

ちょっと聞きますけど、今まで1歳半健診と3歳児健診で乳児検査、保育園で検査していた、そこで何か見つかった例が幾つかありますか。

○保育運営課長 これは一概には言えないんですが、1・6、3健のときに分かることもあれば、年2回の健診で分かるものもありますし、あとは通常の保育の中で

分かって親御さんと御相談したりとかすることもありますので、そこは一概には言えないんですが、いろんなケースはあります。以上です。

○末永　そうですね、一概に言えない面ってあると思うけど、1番、ここの1歳半と3歳児健診のときにスルーしちゃったけど、保育園にて日常活動とか動き見ている、ちょっとうんって言って健診して、こういうのがありますよって保育の先生が言って、こういうのがありますよって医者にも言った。医者もそこを集中して診たら、ちょっとここは障害が、今障害幾つもある種類があるじゃないですか、多動児にしても何にしてもいろんなところがあるので、細分化していますから、そういう可能性あるから専門的な病院行きなさいということを知って専門のところへ行ったところ、やっぱりそうだったと。それで分かって、そこを治療したり、そこを訓練したりすることによって回復して学校に行けるように、1年生になるときに行けるようになる。あるいは、そのときにクラスを替えて、何とか学級なんかに行くとかになっていくじゃないですか。子育てしている中で親も安心、それから本人も安心、それから市もそのことによって予防的にできるので、ある意味じゃ経費もかからなくて済む、知らないまま通ってスルーしていると大変なことになるじゃないですか。

だから、私はここのところは、やっぱり行わないことができるじゃなくて、ここは半分義務的なこととして子供の乳幼児の健康をきちっとチェックするということが保育運営課がちゃんと守るべきじゃないかなと私は思うんですよ、ここは。だから、健康診断または一部を行わないことができるということはしませんよね、普通、こういうふうに書いてあるんだから、行うことができますよって言っているんだから、普通だったら営利目的で保育園を運営しているからやりませんよね、それは、そういう面倒なことは。だから、そういうことには行政として手を貸さないほうがいいんじゃないかなと思うんです。ここは、私は賛成しようと思ったけど、ちょっと賛成はできないなと思います。ここをきちっと、いろんなこと見つかったりして、そのとき見つけられなかったりもするけど、いろいろケースで違うと言うけど、これはみんなスルーしちゃうよね、ここは。だから、そういう重要なところを見過ごす、小さい子供を見過ごす、不登校のことだとかも含めてこれからもっと増えていくんじゃないかと思うんです。だから、ここ私はちょっと賛成しかねるんですけども、どう考えますかね。部長でもいいですよ、こうしたいというのは。

○こども部長　御懸念点あるということで、そこら辺もよく分かるんですが、これから医師会とも協議しますが、保育園の場合、学校と違って年に2回、成長の度合いが大きくなるのが速いので、年に2回健診を実施していることがありますので、その中でも1回目はそういった形で一部がやらなくていいよってなった場合でもその後また、大体春か秋ですかね、健康診断を実施していますので、いずれかで何がしらの症状があれば発見することが可能かなと思っておりますので、その辺御理解いただければと思います。以上です。

○末永　この字句の文句がしなくてもいいよって言っているから、その字句を変えていただいて、ここは協力をするとか、積極的に検査は健康チェックは行うものと

するとかいうんだったらいいですよ。だけど、しなくていいよって言っているわけだから、しなくていいよって言ったら絶対しないでしょう、それは。だから、こういう文章は私はいただけないと思うんで、これちょっと賛成できないよね、賛成しようと思って今まで丸つけていたんだけど、悪いけど、ここを私があれして、そう自分が言っておきながら丸したというのは、ちょっとおまえ矛盾するじゃないかと言われちゃうんで、ここは今の社会環境からいうと子供は大変微妙なところがありますよね。物すごく複雑多岐にわたっているんで、私はこここのところをちゃんと、見落としたりするといけないので、ここはぜひ、部長は2回やって1回はちゃんとやるから大丈夫というような言い方しましたけど、それもやらなくていいって書いてあるでしょう、これは。それも行わなくて、全部または一部って言っているだから、全部または一部ということは全部やらなくていいよと言っているんだよ、これ。どうしても1歳半健診と3歳健診が引っかけた人は一部やれよと言っているんだよ、この文章を読んだら。日本語って難しいようで簡単なんだよね。これ裏手に取ったら、私が経営者だったら、仕事大変だから、それはもうやりませんよってなるじゃないですか、そういうふうになって。お金は、健診したらお金出るの。

○**保育運営課長** お金のほうは、これは園持ちというか、あとはこちら2回の健診については園医さんという形で契約している園持ちという形になります。以上です。

○**末永** 園持ちということで園が持ち出してやらなかったら、園がその分浮くということでしょうか。

○**保育運営課長** 園は浮くんですが、ただこれ2回法律ではやりなさいということになっているのと、あとはよほどのことがない限り、これあまり懸念されるようにパスとかしていると親御さんから多分あるんで、普通の園ならやると思います。以上です。

○**末永** ちょっと理解できないんだけど、普通だったらやると思いますって言って、この運営基準条例ではやらなくていいよって言っているし、何か矛盾するんだけど、そういういいかげんなことをしないで、やりなさいよ、協力しなさいよということをちゃんとうたい文句に条例書いて、なおかつやらない方について罰則がないよとかいうんだったら分かりますよ。子供のことだから、ちゃんとやっぱり守ってあげましょうよ、これはちゃんと乳幼児のことを。それで、やっぱり二重、三重チェックしても漏れるんですよ、子供というのは。だから、そこら辺を個々いろんな目に見えることを何か各自治体もいろいろやっていますよね。今回柏も何か1年生の壁なんて言って、何とか言っているけど、松戸なんかは子育て支援で一番進んでいる。1着取っているのは何ですかと言ったら、朝食を無償でやっている、だから松戸市は1着を取っているのかなっている。競争しているわけですよ、お互いに自治体が。そうじゃなくて、子供の本当に安心、安全な健康のいい子、いい子というのは健康のことですよ、頭がいいとかなんとかじゃなくて、健康で本当に情緒安定した子供を行政も民間も、それから大人も全員で育て上げていくんだという、そういう姿勢で経営者にもある程度お金も出してちゃんと守ってもらうというのが行政の任

務だと私は思うんです。そういうことをしてほしいなと思うんですけど、これはもうこれ以上言いませんけど、そういう姿勢でやってください。そういう条例だったら、私は片手賛成だけでなく両手挙げて賛成します。だから、ぜひ、私ももう子供ができる年じゃありませんけど、もう迎えに来ている状況だからね、保育園の迎えじゃないですよ、私を迎えに来ている状態な年代だからあれですけど、私は子供を、これから未来の少子化の中で子供たちを一人も本当に、教育長はよく言いますよね、一人も取り残さないって、皆取り残していて一人も取り残さないって口で言うのは簡単なんだけど、子供をやっぱりみんなで支え、みんなで守ってあげるといふことを考えましょうよ、そういうことにしてほしいなと思います。それ以上言いません、もう。以上です。

○こども部長 1歳児6か月健診も3歳児健診も当然医療機関、お医者さん、歯科医師、ちゃんとしっかり診ている健診であるということがまず1つございます。また、先ほども医師会、省略の関係ですけれども、医師会、歯科医師会とも話ししていくということがございますけれども、実態のところこれから協議は進めていきたいというふうに考えていますけれども、実際に診断の結果がどういうふうな形で示されるかという、母子健康手帳などで示す形になるので、実際実務としてやるときにそれを一々持って行って保育園のほうに示して、そこが省略できるというやり方をするかどうかというのもちよっとありますので、実際実務レベルでは今後詰めていきたいなというふうに考えております。以上です。

○矢澤 それでは、順不同で今の4号議案から。今お話ししていたように、規則というか、条例というか、法律では年2回健康診断やるというふうになっているわけですね。これは、やっぱり必要だからそう決めてきたわけで、ここを揺るがすようなことというのは、これは基本的に駄目だと思うんですけども、今質問されて答えている中でも本当にこれ変える必要があるのと。国が変えたから自動的に変えるというふうに、そういうものなのか。子供のことを考えたときにこれはどうなのかって考えなくちゃいけないのか。市としてはこれ変更する必要性という、この条例変えなければならないという、その必要性はどういうところが感じているんでしょうか。

○保育運営課長 おっしゃるとおり、これ年2回、学校保健安全法に準じる健康診断というのは、これはもう絶対やらないといけないと。ただ、一部、これ本当に限定的なんですけど、目の屈折異常の検査だとか尿検査だとか、そういった項目については直近で重複するところがあれば健診のほうでは2回やなくていいと、そういうこともありますので、そういったところでは対応できるように条例を変えようという趣旨のものでありますので、決して1・6、3健でやったから全部なくなると、そういうことは考えておりません。以上です。

○矢澤 これは、絶対やらなきゃならないってなればやるわけです。ところが、先ほどからの論議の中でもあるように、その判断が園の中とかどこかで判断するときの判断というのが今後どうしても曖昧になるところがあって、それでも何とかなる

よという、いろんな項目あるかもしれないけども、先ほどからも意見あるけど、子供の健康の問題で絶対これはやらなくちゃいけないというふうなことが崩れる可能性があるものについて私はこれはやっぱり変えちゃいけないんじゃないかなというふうに思っているんです。今まで論議聞いていても、やはりこの辺は子供の健康に責任持てるような体制、それを崩す可能性のあるようなものだというので、これはこの条例を変えることはやっぱりいけないというふうに思っています。最低基準として出されているんです。ですから、これは削除すべきじゃないと思いますし、先ほどからも出ている親の願いとか、それにやっぱり逆行するようなものになってしまいますので、規制緩和、この点での規制緩和というのはやっぱりやるべきじゃないと思って、これ賛成はできません。

次に……

○委員長 矢澤委員、申し訳ない。1時間10分超えちゃったんで、少し休憩入れたいと思います。

○矢澤 分かりました。

○委員長 引き続きお願いいたします。

じゃ、暫時休憩をいたします。

午後 2時 8分休憩

○

午後 2時 17分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○矢澤 それでは、先ほど言ったように順不同で5号議案、これは柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例という難しい言葉なんですけども、これは先ほども議論ありましたけれども、地域限定保育士、これがある意味じゃ今まで限定的にした千葉県でいうと成田市だけで特区でやっていたことが、その地域限定保育士が千葉県内、また研修によっては年を経れば全国にというふうなことで広げられるということ、その内容です。これなぜ改正が必要なのか、保育士不足、保育士を増やすためにやっているのか、そのための資格の緩和なのか。なぜこの改正が必要で行われているのかお示してください。

○保育運営課長 この制度のそもそもの趣旨が保育士不足を何とか解消するための一つとして始まったものですので、それに沿って柏市でも保育士確保の一助となればということで今回提案したものでございます。以上です。

○矢澤 保育士が足りないからということで、人を集めるために。では、悪い言葉で言えばどんな人でもいいから、人が集まればいいのかというふうなことではもちろんないと思います。先ほどもありましたけども、地域限定保育士と保育士の試験の違い、もう一回確認します。

○保育運営課長 まず、筆記試験は全く同じです。筆記受かった人が次の実技に進むんですが、実技のときに一般の方は音楽だとか、絵だとか、あとはお話、紙芝居

だとか、ここから2つ選んでその場で試験があるんですけど、地域限定の場合はこの代わりに一定期間の講習で代替できると、そういう違いがあります。以上です。

○矢澤 ですから、筆記試験が受かれば実技のほうは受からなくても講習を受ければそれで地域限定になれるし、それからあと時間が例えば経験積みばできますよと、保育士と同じ動きができますよというふうになっちゃうんですけども、これって私の知り合いでも保育士の試験受けて、筆記は受かったけども、そちらの絵と音楽と、あとお話、そこに行ってその場で2つやるようにって言われて、なかなか受かんなかったというふうなことがあります。だから、そこまで保育士さんになっている人はやっぱり頑張っていて、いろいろ力を尽くして専門性磨いてなっているんだと思うんです。それを人手不足だからということで、経験積みばそれでいいというふうにしてしまうというのは、これは保育の質の問題なんか考えてもどうかというふうに思います。こういう規制緩和が子供の保育の充実ということを考えたときにそれがつながらないというふうにお考えでしょうか。

○保育運営課長 ここはなかなか難しいところなんですけど、実際にこれ、先ほどと重複してしまうんですけど、入り口のところで少し資格取るのに通り道は違うんですけど、実際は保育の現場の中で経験積んでいきますので、結果地域限定上がりの人も一般上がりの人も大差はないのではないかと考えております。以上です。

○矢澤 本当に大差がないって言っちゃっていいのかなというふうにすごく思うんです。そしたら、本当に頑張っていて試験を受けて合格してきた人たちに対してそういう言い方してしまっているのかなというふうに思います。私は、中には確かに課長言ったような人はいると思います。教員の世界でも、いわゆる講師って言われている人たちの中には現場で働いてすごくいい先生というかな、いますけども、全部がそうだというふうには私は思わないし、その枠を取ってしまって、それでいったら今までの保育士さんという人が、保育士試験受けて免許を取った人たちというのはどういうふうに見られるというかな、どういう評価されているんだろうって非常に本当に心配になります。これは、やはり保育解消というのは、本来やるべきことというのは待遇改善とか、それからあと試験を、例えばこの地域限定保育士さんだったら、その人たちが勉強して試験に合格できるように集中できるような援助とか、そういうふうなことをするとか、多くの人が保育士さんに保育の仕事しようと思うような条件つくることをやるのが基本であって、いないから規制緩和で人を集めようというのは、これは質とか専門性守れないんじゃないかなと思うんです。ですから、これはやっぱり賛成することはできません。

それから次、議案の6号のほうのことですけれども、柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例、これですけれども、いわゆる虐待の問題のことがありますけれども、柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の中にはもともと虐待禁止というものの規定というのは入っていましたよね、ちょっと確認します。

○保育運営課長 これももともとは引用する形でこの幼保条例の中で一部保育園のほうの基準条例を引用している部分があって、そこの12条を準用するともともと書か

れていましたので、実際文言が変わった程度でして、実態としては中身はそんなには変わりないです。以上です。

○矢澤 根拠法令の整理って書いてあるんですけど、これはどういうことですか。

○保育運営課長 従前児童福祉法のほうでそれに基づいて参酌基準というか、国の基準があって、これが今般の法改正で認定こども園法本体のほうにも27条の2ということで虐待は禁止しますと書かれましたので、こちらの認定こども園のほうの条例についてもそこを引用する形で文言整理が行われたものです。以上です。

○矢澤 ということは、虐待禁止ということが明確になったということによろしいですか。

○保育運営課長 趣旨としてはおっしゃるとおりです。

○矢澤 分かりました。それでは、3号議案、これこども誰でも通園制度のことですけれども、今年度たしか2園が試行的に取り組むというふうなことであったと思うんですけども、これから取り組むことになる園というのはどれくらいになるというふうに捉えていますか。

○保育運営課長 公立については引き続き令和8年度も3園でスタートを予定しております。民間さんについては、この1月に、これ市町村が認可、市町村の認可を受けるということになっているんですけど、今問合せはある程度の数の事業者さんからいただいているんですけど、ただ実際に認可を受けるとスタートするのと、またちょっと準備とかあるので、4月1日に始まるかどうかというのはまだこれから相談なんですけど、一定数の事業者さんが予定されています。以上です。

○矢澤 この制度で希望する保護者っていいですか、お子さんっていいですか、この申込みはどれくらいになりますでしょうか。

○保育運営課長 大体ざっと4,000人ぐらいの方がこの制度を使える対象なんですけど、市に認定された方は現在340程度なので、8%強、今認定を受けられています。滑り出しとしては、先行する松戸市さんも10%程度でしたので、現在はこれぐらいなんですけど、これから全国的にスタートしますともっと増えてくるのではないかと考えております。以上です。

○矢澤 前に私も一度園を訪ねてお話聞いたことはあるんですけども、その後現場というか、やっているところから、何かこういうことで困っているとか、こういうことがはっきりしないとか、どんどん広げていくためにも、こういうふうな例えば支援が欲しいとかいうようなのはありますでしょうか。

○保育運営課長 まだこれ試行的事業の段階では、実際にお金の件で事前に面談だとか相談だとか必要なんですけど、そこが財源手当てがあまり、薄いということで、今回全国展開になったときに公定価格は幾らぐらい出るのかとか、そういったところが課題になってくると思います。以上です。

○矢澤 やはり結構いろんな課題があって、これ取り組むのもなかなか難しいと考えている園の方もいらっしゃるんでないかなというふうに思います。市のほうで、今まで保育というと市が受けて、それで対応するっていったけども、これからは市

じゃなくて、いわゆる国との関係というかな、ですから直接柏市がこれの利用に関与しないというふうになってしまうんじゃないかと思うんですけども、その辺の市の関わり方というのはどうなのでしょう。

○**保育運営課長** 条例から法律の直の根拠はなるんですが、まず事業認可はこれ市町村長が行うことになっておりますので、あとは指導監査についてもこれは市町村長が行うことになりますので、実質認可保育施設と同じような形で自治体関わっていくことになっております。以上です。

○**矢澤** といいながらも、直接親御さんと市とのつながりというのは今までとは違ってくると思うんですね。それで、こども誰でも通園制度って理念としては私はいいと思うんですけども、やっぱりもっともっと一時預かりとか、そういうことでの充実ができないのかとかいうふうにも思いますし、公的責任というかな、それとか、あと保育現場に新たな負担がかかってしまうとかいうふうな、これまでも議論されてきたんですけども、やっぱり保育の質の低下の問題とかいうふうなことがあって、こども誰でも通園制度、理念はいいけども、今私たちはちょっと賛成することができないという状況です。

続けて2号議案のことで伺います。先ほども議論あったんですけども、教職調整手当の引上げを行う目的は、県の条例改正と。いわゆる教員の勤務の特殊性があるからというふうなことですけれども、これは本当に現実には超過勤務をしたからその分の対価を支払うというふうな、現時点でそういう中身になっているんですけども、先ほど勤務の時間のことで市立柏高校の時間外勤務減っているよと、ただ45時間以上の方が数人いますよという話がありました。この時間外勤務の算定の問題なんですけれども、小中学校の教員と話をしても結局学校にいる時間のものしか算定されていないということ、実際には持ち帰らざるを得ないとか、そういうふうなことでやっているのというのは一切入っていないということで、勤務時間の算定というところ、これは具体的にはどうやってやっているのでしょうか。

○**教職員課長** 勤務時間につきましては、各学校定めている勤務時間がありますけれども、やはり持ち帰りであったり、そういった業務もありますので、そういったものにつきましては管理職にはそういったものも時間外の業務として、申告によるものですが、加算していくというところで通達はしております。以上です。

○**矢澤** では、持ち帰った時間も勤務時間の中に、いわゆる時間外勤務か、残業したという時間に組み入れてもいいことになっているのでしょうか。

○**教職員課長** そのように通達して、本人の申告になりますけれども、そういった形ではやっております。以上です。

○**矢澤** そうやって申告してくださいよというふうに各学校の管理職が職員の方にお話ししてくれていればいいんですけども、私が聞いているのは、君は、残業というかな、時間外勤務が60時間超えそうになっちゃっているから、早く帰りなさいとか、6時とか6時半になったら、もうこれ以上学校へ残っていちゃ困りますと言われて閉められてしまうと。だから、学校で仕事があってやらざるを得なくても仕事

できなくて、帰って、それでそこまでの時間がいわゆる残業、時間外勤務として算定されていると。つまり60時間超えちゃいけないからというふうなことでやっているということ、全てじゃないかもしれないけど、私はそういう訴えを聞いているんですけども、その辺はどうなっているんでしょうか。

○教職員課長 管理職のほうとしては、勤務時間、なるべく超えての勤務しないよという意識からそのような言い方になっているものももしかしたらあるかもしれませんが、またノー残業デーを設定したりとかというところで早く帰る日だよというようなことで指導している部分もあるかもしれませんが、業務が終わっていないのに無理やり帰すというところはないように、またこれからも注意喚起していきたいと思います。以上です。

○矢澤 それがやっぱり学校の現状で、管理職の人も苦しいんでしょうけれども、現場は時間外労働、これやらざるを得ない状況があるということなんです。それで、今言ったここ出ている調整額の引上げなんですけども、それに見合ったものというふうなことを言うと、やっぱり持ち帰った仕事が入る、入らないとかいうようなことあったら、これ相当現実のものではないような感じがします。調整額を10%に最終的にはするというんですけども、これ上げたら超過勤務に見合うだけの給与改定になるというふうに考えていますか。

○教職員課長 教員によって残業の内容が、授業準備とか教材研究もありますけれども、また中には部活動という教職員もおります。そういったものをひっくるめて時間外ということで計算した場合には、恐らく10%は優に超える金額になるんじゃないかというふうに認識しております。以上です。

○矢澤 千葉県の教育委員会が、もちろんそれこそ教育委員会もなかなかこれは難しいと思うんですけども、一応教育委員会は試算したそうです。教員の平均給与月額、それで試算すると、10%にすると県の支出が173億円なんだそうです。ところが、実際に教員が時間外勤務の手当、これが現実にやっている今の時間外在校時間だけ、時間外勤務じゃなくて時間外に在校していた時間、これを平均すると39時間なんだそうですけども、それを基礎にしてやると教員1人当たりは月額11万7,000円、年額全てを入れると390億円になると。つまり10%を変えても今現在の在校時間を基にした試算の390億円、ととてもとても10%じゃ足りない状況なんです。今課長が言っただけに10%やってもそういうふうにはならないというふうなことは、これはそうなんです。だから、本来これは教職員の超過勤務を何とかしようということの中で出てきたもので、それを10%にすればって、これだって超過勤務手当完全に払ったことにはならないし、何よりも超過勤務して体に負担をかけてしまうとか、本当に子供たちのための準備ができないということになっているのが現状だと思うんです。ですから、これで本当に解決するのかということになったら、すごく問題だと思います。これの国の論議の中で財源の問題なんかあったけれども、そのときに特別支援学校とか特別支援学級に上乘せされていた調整額を減らすということが論議になっていましたけども、この辺はどうでしょうか。

○教職員課長 今回の改正の中にはそういった金額は反映はされていないんですけれども、そういった話題が上がっているというのは認識しております。以上です。

○矢澤 だから、特別支援学校とか特別支援学級の担任の先生の上乗せされている調整額を減らすようなことがこの論議の中でされること自体が私はすごく問題な中身だというふうに思っています。学校現場のことでやると超過勤務の問題で関わって、いわゆる未配置という、先生方が未配置があって勤務が大変になって延びていくという、超過勤務が増えるというのがありますけども、小中学校と高校の未配置はどういうふうになっていますか。

○教職員課長 現時点で未配置というものは、小中学校では現在1になりまして、高等学校ではゼロでございます。以上です。

○矢澤 未配置というのがなくなると基本的には全部お休みになった先生の分をちゃんと保障するということが基本です。それでなくたって今定数少ないんだから、ところが学校現場の声聞きますと、1週間、2週間だとなかなか代わりの先生来ないとか、治ると思っていたけど、なかなか延びちゃってという、市のほうも対応難しいというのは分かるんですけども、現場ですと本当に急に先生が具合悪くなって1週間、2週間休んじゃうとか、急にあの人が辞めちゃうんじゃないかと思うような状況があるというのも事実なんで、その辺はしっかりと対応していただければと思います。

私は、この2号議案、給料が上がるということについては賛成なんです。もちろん否定しません。賛成なんですけども、これが本当に教員の多忙化解消とか長時間勤務の改善になるのかということについては非常に疑問に思っています。これもちょっと、突然で申し訳ないですけど、教育長、この措置が教員の多忙化解消、超過勤務をなくすということについて、これが本当に有効だというふうに考えますか。

○教育長 お答えいたします。今回のこの教職調整額を上げるということについては、長年いろいろ議論をされていきました。教員に時間外手当というのが果たして妥当なのかどうか、何をもって超過勤務、時間外勤務というふうにするのかといういろんな問題はありますけれども、何十年ぶりに改定されて引き上げられたということについては私は評価できると思います。先ほど矢澤委員おっしゃったように、教員の待遇改善に直結するものであるというふうに思っております。ただ、これによって超過勤務を解消するというのはまた別な問題であるというふうに思っております。超過勤務を解消するには、委員さんいつもおっしゃっているように、やっぱり人を多く配置していくということが最善策だというふうに思っております。

○矢澤 私も本当にそのように思っています。これが残業代をきちんと払っていないということの本質は、今変わっていないと思うんですね。これに併せて、さっき言った特別支援学級の先生の調整額を減らそうとか、新たな職をつくって学校の中にさらに団結できないような雰囲気をつくろうとか、そういうのが動いてきて、本当にそれはまた心配です。今教育長が言ったように、教員を抜本的に増やすことによって本当にこれをぜひやらなくちゃいけないということで、それが行われないで調

整手当上げたから、それで超過勤務の解消の対応だというのは、これは納得できないんで、ちょっと私は賛成できません。以上で私の質問終わります。

○山田 ちょっと確認で教えていただきたい。みんな全部2号から6号まで関係していますから、一括していっちゃいます。いわゆる乳児の通園事業、こども誰でも通園制度ですけれども、今子供の安全、健康管理、全て見ていくということですが、民間の推移も注目しているという発言がありましたけれども、いわゆる保育の問題でずっと以前から私たちも本当に頭がたぐさんあって、しっかりした事業の方向性、子供を育てると、社会が育てるという方向にすごく疑問を持っているんですけれども、この補助金の体制とか、いろんな助成の問題で文科省とか、それから国交省とか、そういう問題の取り扱いとか何かというのはまだ終わっていないんですかね。こども家庭庁、ここに統合するような将来の方向性というのは見えてくるのかどうか、その辺の認識はどうでしょうかね。

○委員長 執行部、お答えできますでしょうか。

○山田 じゃ、もっといきますよ。保育か教育かということもあるし、子供を大事に育てなきゃならないんだけれども、やっぱり屋上屋を重ねていってちぐはぐになっていったら、制度的な運営なんかもいろんなところがぶつかってくるようなことも出てくるんじゃないかとずっと思っているんです。子供を大事に育てるってさっきも出ましたけれども、共働きの世帯を助けるという、一時そういう時期があって、一時預かり所とかいうようなことがあったけど、そういうことも整理されないでいっちゃっているけども、これ全部総括すると本当に政府がもっと違う制度をつくるとか、その過渡期にあるのか、そんなところは認識はどうですか。

○こども部長 文科省、厚労省のほうから、省庁としてこども家庭庁というのもできておりますが、ちょっと一例で申し上げます。例えば保育園であったりとかした場、保育園とか認定こども園とか、それぞれ保育所ですと保育所保育指針があったりとか、こども園ですとこども園の指導要領、幼稚園も幼稚園の指導要領ございます。それは、それぞれでつくっていたものがございます。それが別に統合されているわけじゃないんですが、一応就学前、5歳児ですかね、小学校上がる前までにはこうなって育ててほしいという、育ててほしい「10の姿」というのがあるんですけれども、そういったもので徐々に子供たちの育ちとか学んでほしいものというのはだんだん集約、それぞれの省庁でもしていっているのかなというふうに考えておりますので、いきなり学校教育のほうとこちらのこども家庭庁が行っているものが全部集約されるかというのと、やっぱり時間もかかると思うんですけれども、徐々にそういった意識づけされることによって近づいていくんじゃないかなというふうに考えております。ちょっと答えになっていないか分かりません。すみません。

○山田 本当に私もその辺の感覚しか思っていなくて、それから部長がおっしゃってくれるのも共通するところもあります。ただ、今本当に子供をいかに大事に育てるかということに関して、不登校の子も増えてきていますけれども、それよりももっと大事なものは多動性の子がもっと増えているということです。こういうことにな

ると、そういう認識を持たないと本当に日本、日本のと言うと語弊があるでしょうけど、子供をちゃんと育てる。家庭教育が大事だといったって、親の教育に関してももう行け行けどんどんで自己中心的な利己的な、人間本来の利己的な思想ばかりで、そういうような育ち方ばかり教育がしてくるんで、本当にこれからこの先、子供の投資という言葉は嫌いで、これは責務なんで、20年先のことを見据えた、そういうふうなちゃんと方針を立てないと厳しいなと自分は思っている一員なんです。そういう意味で、ひとつ全体的に、もっと政府のほうも本格的にやるような制度を分かりやすく早く開陳してもらいたいと思うんですけども、そんな感じです。

○**こども部長** こども基本法というのが令和5年4月から施行されておりますけれども、そこからそれに伴ってこども大綱、あとそれぞれ県のほうのこども計画、そのほかに市町村こども計画ということで、私どもこども計画今策定しております、そうしたところでいろいろ保育の関係もありますし、障害をお持ちのお子さんだと福祉の関係、あと学校ですとうちで言いますと教育委員会、そういったところでそれぞれの事業をやっているものを横串を刺して計画のほうに盛り込んでいって、いろんな面を見ながら子供子育て行政をしていく、子供施策を進めていくということにしておりますので、その辺で庁内の連携を今後も図ってまいりたいと考えております。以上です。

○**山田** 真剣な姿勢分かりましたんで、よろしくをお願いします。

○**委員長** ほかに質疑ありませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより採決をいたします。

○**委員長** まず、議案第2号、柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**委員長** 次に、議案第3号、柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**委員長** 次に、議案第4号、柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例及び柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第5号、柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第6号、柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。

ちょっと早めの休憩になるんですが、ここで10分間の休憩を入れたいと思います。ですので、入られる方はもう少し後でも構いません。

では、暫時休憩します。

午後 2時55分休憩

○

午後 3時 5分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 議案第3区分、議案第13号、財産の取得について（食器洗浄機）、議案第14号、財産の取得について（柏市立高田小学校給食用備品）、議案第15号、財産の取得について（柏市立小中学校情報機器（GIGAスクール用タブレット端末））の3議案を一括して議題といたします。

3議案について質疑があれば、これを許します。

○中島 13号だけ聞きます。今回のこの物品の財産の取得の契約につきまして、この金額というのは4台の金額のトータル取得価格でいいんですよね。

○学校給食課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○中島 4台一緒にまとめてやった理由は何ですか。

○学校給食課長 施設の機器の老朽化に伴いまして、計画的にやっ払いこうということで財政部といろいろ協議した中で4台程度が妥当だろうというところで進めているところです。以上です。

○中島 大体こういう老朽化物というところをまとめて、単発で出さずにある程

度まとまったら出すという、そういったスタイルなんですか。

○学校給食課長 この機器、耐用年数としましてはメーカー的には6年から8年というところなんですけど、学校給食1日1回の洗浄を行いますので、使用目的に用途的に15年から20年はもつであろうというところで、その20年ぐらいを過ぎたところから不具合が出てきますので、そこを抽出して計画的に修繕を入れているというところなんです。以上です。

○中島 私は、分離して個別に契約したほうがいいんじゃないかなという、そういう思いからの質問なんですけど、ある程度まとめて出すとなるとやっぱりこうやって単価がでかくなって、割とやれる業者の数が限られるというかな、名前をラインナップ見るといつも似ているようなところが出てきてしまうのが1つ、もうちょっと末端までできるような、そういった形のほうがこういう御時世、公平入札的には適しているんじゃないかという、そういった観点で伺っているんだけど、課長がおっしゃっているようにまとめてやっていくことの必要性和、また私が今言った分けてやったほうがいい。もっと業者がばらけて、こういったラインナップの業者じゃないところまで入ってこれるような、そういった入札方法というところも検討すべきじゃないかという思いがあるんですね。

もうちょっと、申し訳ない、具体的に言わせてもらいます、その根拠を。今年は、物品の入札で回転釜を5月の29日と6月の5日に全部で3回やりましたでしょう。3回やっているんですよ。この回転釜というのは、大体そんなに安いもんじゃないんです。回転釜といたってそんな安いもんじゃないんです。この回転釜を3回やったときにまとめてやったのが、私が言いたいのはこれ3つ、日にちがとても近いでしょう、5月29日と6月5日が2つです。これ工期全部一緒だから、9月30日でおしまいでねという工期の中で、回転釜1個だけやっている入札と、あと2つやっている入札と全部まとめてやればいいじゃんという、そういった見立てなんです、私から見ると。課長がおっしゃっている論理がもし正しければ、このとき既に全部まとめて、何も3回に分けてやんなくたって、だって工期が一緒なんですから。3回分けないで一緒にまとめてやったほうが、老朽化のためにも役所のためにも効率性考えたら多分こっちのほうがいいです。全部工期一緒なんだから。あんまり私がこういう話しするとまた何か変にぴりつくから嫌なんだけど、例えばそういうふうにもうちょっとバランスよくやったほうがいいです。お答えの回答から、こっちからまた再質問させてもらおうとそういう話になっちゃうから。もう少し来年からは、今私が言ったように個別でやれるもんはばらけてやらせたほうが今の御時世、こういった請負、入札する参加の会社のほうにもいいんじゃないかという思いと、あとは今のスタイルを崩さないでやることも私は大事だと思うし、要はバランスよくやったほうがいいんじゃないか。

○委員長 要望ですか。

○中島 回答はいいですから、回答あんまりしたくなさそうな顔しているし。

○委員長 じゃ、要望ということでもいいですね。

○中島 はい。ですから、言いたいことはそういうことだから、分かりますよね。回答要りません。

○矢澤 それでは、13号の財産の取得、食器洗浄機について伺います。まず、この機種を選んだ理由というのはどんなところでしょうか。

○学校給食課長 基本的には、今入っている同等の機能を備えたものを入れ替えているという、選定しているということです。以上です。

○矢澤 同等の機能って言うけども、これ長く使って、新しくできたものだから、同じようなものでも例えば性能がよくなっているとか、それからあと例えば同じものをやっても処理が速いとかいうふうな変化があるんじゃないかというふうに勝手に想像しちゃうんだけども、その辺の変化はあるものなんでしょうか。

○学校給食課長 調理場の機械ですので、どちらかというイメージ、工業用の機器みたいなのがございまして、一般家庭のような何か最新機能がついたリメイクというよりは、今現在のそのままの性能をより新しいもので補っているというところだと考えております。以上です。

○矢澤 じゃ、そんなに、多くのをきれいにできるという中身はあったとしても特別私たちが考えるような速いとか、それからあと扱いやすいとか、そういう特別な変化があるというものではないというふうに考えてよろしいですか。

○学校給食課長 委員のおっしゃるとおりでよろしいかと思えます。

○矢澤 ただ、値段だけはきっと大きく違っているんじゃないかと思うんですけども、この間の物価高騰なんかの影響でこの数年の中で同じ機種のものが高くなったとかいうふうなことはあるんでしょうか。

○学校給食課長 過去3年ぐらいで照らしてみますと、今令和7年ですので、令和5年ぐらいから照らしてみますと毎年10%ぐらい上がっているのかなと、資材高騰等もあるというところで10%ぐらい上がっているのかなと思っているところです。以上です。

○矢澤 分かりました。

次、15号について伺います。これは、G I G Aスクール構想、私スタートしたときというのはいろいろあって悩みながらも一応反対しませんでした。でも、この間の状況の中で、やはりもう一歩きちんと元に戻って検討し直す必要があるというふうに思っています。そして、この間も低学年のスマホの活用制限の議論が出ていたり、オーストラリアでは16歳未満のSNS禁止というふうなことでの法律ができるとか、ヨーロッパのEUの議会でも11月、16歳未満の子供を対象とした保護者の許可なくSNSを活用しないようにという制限を求める決議案が可決されるとか、そういう動きがあるんですけども、教育委員会はこういう動きに対してどのように認識していますか。

○指導課長 教育のデジタル化の見直しでありますとか、16歳未満のSNS利用禁止といった、そういった国際的な動きについてはその背景も含めまして認識しているところではございます。しかしながら、教育委員会としましてはこれをもって直

ちにICT活用に対して否定的には考えておりませんので、端末については子供の学びを深め、さらに広げていく、個別最適で協働的な学びができるものとして、そういったものを実現する手段として活用していきたいと考えております。以上です。

○矢澤 具体的な問題、タブレットを持ち帰らせているというふうなことが前から指摘されたりしてきたんですけども、子供たちこれ持って行って家庭で、いわゆるスマホ代わりというかな、そういうふうに使ってしまっているんじゃないかというところがあるんですけども、その辺はどうでしょうか。

○指導課長 委員御指摘のとおり、端末を学習以外の用途で利用してしまうという懸念があることは認識しております。教育委員会としましては、端末の貸与に当たりましては、利用時間であったり、あるいは利用できる機能に一定の制限を設けましたり、また持ち帰る際には学校から利用目的やルール、そういったものを明確に説明して、御家庭と連携して指導していくよう各学校にお願いしたりしているところです。以上です。

○矢澤 それできちんと守っていただければと思うけど、なかなかそうではない現実があるから、いろいろな問題が起こっているんじゃないかと思います。今制限と言いましたけども、小学校、中学校、どんな制限があるんですか。

○指導課長 利用できる機能につきましては、暴力的なものであったり性的なものが閲覧できないようフィルタリングをかけて制限しております。また、時間につきましては、小学校が夜の10時から翌朝の5時まで、中学校につきましては12時から5時までには使用できないように制限をしております。以上です。

○矢澤 でも、ユーチューブだとか、そういうのを見ようと思えば長い時間見ることでもできるとかいうふうなことにもなっていると思うんですね。ですから、本当に今子供たちが学習の中で有効に使うことを否定するわけじゃないんですけども、子供たちがほとんどの子がきっとスマホを持っているんじゃないかと思うけども、その使い方とかいうことで国際的に大きな問題になっていることについては、やっぱり市としてもよく考えていかなければいけないと、私は国段階でも考える必要があるとは思っているんですけども、ぜひそれは考えていくことをしていただきたいと思います。

あと、学習の中で以前に学童の指導員さんから、放課後來るんですけども、子供が宿題をタブレットを使ってすぐ答え出しちゃって、終わったって言っているとかいうんですけども、実際に答えをすぐ出すだけじゃなくて、その経過も考えて、そして学習するとか、そういうふうな学習の仕方、答えが出るまでの流れをきちんと子供たちが勉強する、そういうふうな学習の仕方というのは学校教育の中でどうやって入れているんでしょうか。

○指導課長 委員が御指摘のとおり、答えを求めるだけではなく、学習の過程であったり、その学びの積み重ね、そういったものが大変重要であることは認識しております。ただ、タブレット活用によって答えも含めまして情報を得やすくなってい

るというのは確かでございます、ただその情報を得るだけ、それで終わらせてしまうのは教育委員会としましても課題であると認識しております。そうではなくて、教育委員会としましては、その課題、情報を得た時点でそれを整理して自分で考え、それからまとめて表現して、さらに得たものを改善していく、そういったプロセスの中でこの端末を活用するよう、学校のほうに支援、助言をしているところです。以上です。

○矢澤 私は、最初に言ったように、本当に一に戻って、これが本当にいいのかと。ただ、企業が使ってもらえば、5年ごとに更新すれば、それで大きな利益になるとかというふうなことがどうも先にいって、子供たちのことが本当に考えているのかという非常に大きな問題があって、これは柏の教育委員会だけの問題じゃないんだけど、このGIGAスクールの問題というのは一歩きちんと立ち止まって考え直すべきときが来ているというふうに思いますので。これは、前回もそうだったんですけども、通すことはちょっとできません。以上です。

○末永 先ほどの学校給食ですが、これ4校入札していますけど、柏中の給食を入札したというのはどこでしょうか、最初ですよ。

○学校給食課長 これまとめて4校一緒に入札かかっております。

○末永 いや、そうじゃないよ。この4校は、関東三貴が入札を受けていませんかということを行っているんです。1校ずつ聞こうと思ったけど、4校とも三貴ですよ。違いましたか。

○学校給食課長 4校まとめて関東三貴で。

○末永 違うよ、柏中学校の学校給食の食器を入れたところはどこですかと、最初的时候。これは、4校は三貴が受けているから、今回4校は三貴で取ったんでしょう。そういうことでしょうか。いや、ちょっと調べていないんだったらあれだけど、この入札を受けたところが、柏中に学校給食を入れたときに三貴が食器を全部受けましたよと、今回の高田小学校ありますよね、高田小学校どこでしたか。

○学校給食課長 議案第14号でしょうか。関東三貴が受けております。

○末永 いいんだけど、それは。要するに入札したところが受けたところに、今中島委員が言ったのは、まとめてやったのは何だって言ったから、これは取ったところをまとめて入札かけたから、ほかの人たちは結局手出さないというのがふだんのやり方だから、だから都合よく三貴が工事を受けたところだから三貴が取れるように柏中、三中、土中、松葉中を4校選んで三貴がここに入れたんじゃないですかって聞いているんです。それは調べてみなきゃわかんなかったら、後でいいですけど、入札の仕方、古くなったりいろいろするから、新しく替えなきゃいけない。高い品物だから、まとめて買ったりするのもあるだろうし、いろいろ工夫してやっているんでしょうけど、このメンバーは毎回同じメンバーですよ。同じメンバーでずっとぐるぐるっと回っていますよね。統計出してくださいよ。ぐるぐる回っているんですよ。私も34年やっているんで、見ていると、ああまたか、またかって。次は、三貴じゃなくて、今度はどこが取るのか。日本給食設備かどうか分からんけど、今

度は別のところが順番に回ってくるというふうになっているんじゃないかと思うんですけど、だから一部ここは4,520万って書いているけど、これは辞退するわけじゃないから、この金額書くよというのが、これは普通個々の入札等々で起きているんですよ、これは役所と組んで。だから、そうじゃなくて、何を目的で入れるのか、そこに決めて示して入れるのか、やっぱり一定程度の学校給食の在り方としてしなきゃいけない。入札の在り方、単価の決め方。

だから、そういうことも含めて聞いたんだけど、分かんなければ別にいいんですけど、過去何十年前、十五、六年前入札していたり食器入れたりしているから、すぐ出ないのかもしれないけど、ぜひその一覧表を、中学校21校だけ、小学校も四十何校ありますよね。だから、そこを入札をどこに入れた、どこが最初取って、更新のときはどこやったかというのは大体同じところ取っているんだ。だから、そういう忘れた頃に見え見え的にやる入札の仕方は税金の使い方がどうなのかなという私は疑問を持っているので、そこら辺もうちょっと分からないようにやってほしいんだよね。あからさまに、もうちょっと分からないように。だから、人の金だからそういうふうにするんでしょけど、やっぱり税金だからね、これは。国も何かばらまいているけど、やっぱり人の金だからどう使ってもいいというわけじゃないよね。やっぱりちゃんと、本当にこの物価高で苦しいときにあるから、染谷さん、ちゃんともうちょっとチェックしてくださいよ。学童のときとか物すごくチェックし過ぎていろいろと一生懸命やられた実績を生かしてぜひお願いします。もうそれ以上言いませんけど、ぜひここは後で資料下さい。どこの給食はどこが取ったのか、食器は。どういうふうに工事やったのか、60校分下さい。

それから、先ほど矢澤議員も言いましたけど、タブレットの件、私は前回反対したんです。今回議場で大津小の表彰が発表されて、とても子供たちが伸び伸びといいことやっているなという反面、個々に見ると、やっぱりこのタブレットによっていじめがあったり、ちょっとしたことがあったり、あるいは友達との連絡帳に使ったり、ほとんど勉強しないでこれだけをやってみたりする傾向もあることも事実ですよ、それは。幾ら規制したってそれは守らない子は守らないわけです。守れないわけですよ、それは。だから、タブレットだけに頼るといのはいかなものかというのが1つ。

2つ目は、今AIで何でも聞いたら出てくるという、しかしそれが偽の情報であったり過ちであったりしている。だから、スマホじゃ、AIで検索しましたが、間違える場合がありますって書いてありますよね、よく。だけど、子供たちはそんなこと見たって思わないわけです。だから、そういう教育や人間の本来の考える力や人間が人間らしく考え、そして思いやるようなもののことがタブレットじゃ私は分からない部分がいっぱいあると思うんで、タブレットだけをこういう形で配るのはどうなのかなというふうに思っているんです。そうかといって、科学的に私が何か反論しているわけじゃない。ニュースを見ると、オーストラリアだとかヨーロッパで時間の制限があったり、世界ではもう16歳以下は一切使っちゃいけないとか出て

いますよね、制限が。脳にも障害があると。それを日本では野放図にやっているのはいかかなものかと思うんで、教育委員会でもう少しそこら辺も研究していただいて、タブレット一辺倒にならないようにしていただきたいなと思います。これは要望でありますけど、私は今回は、前回反対してころっと変わるのはあまり人間として好きじゃありませんので、今回も反対です。こういうのはやっぱり一貫性持たなきゃいけないし、タブレットによって、実際見て相談も市民からいっぱいありますよ、子供のことで。教育委員会にも上がっていますよね。上がっていて、対応し切れないんですよ、それは。だから、このところはもうちょっと慎重にやって、国にもそういう問題点をぜひ出していただきたいなと思います。私から以上です。だから、反対です、ここは。

○**円谷** 十分説明があったところではあるんですが、改めて補助金申請が漏れたとこのに関する原因と対策をお示してください。15号です。

○**指導課長** このたび前回の議会で一度議決していただいたものですが、こちらは千葉県から交付内定を受けていた公立学校情報機器整備事業補助金、この手続を漏らしていたということで千葉県の補助金の交付決定を受けることができませんでした。庁内で検討いたしました結果、前定例会で議決をいただきましたG I G Aスクールタブレット端末の購入契約を一度解除し、改めて契約手続を行うこととさせていただきます、また今回令和7年第4回定例会においても改めて御審議をお願いすることになった経緯でございます。本当に事務処理の不備により大変申し訳ありませんでした。原因としましては、まず1点目として個人の能力や経験に依存してしまったこと、またタスク管理やスケジュール管理が不十分であったということが主な原因と考えております。再発防止策として、まずは指導主事も含めて全ての職員が業務参加による担当業務の分散を図るとともに、きちんとしたチェック体制の構築を検討するというところ、またタスク管理とかスケジュール管理をきちんと行い、業務の可視化をすること、そういったことを含めて再発防止に努めてまいりたいと思います。私からは以上です。大変申し訳ありませんでした。

○**円谷** 人的なことが原因であるという認識でよろしいですか。それとも、組織として仕事を進める上でのラインというか、それが問題だったのか。それとも、担当の方の個人的なミスということになるのか。どちらと捉えていますか。

○**指導課長** こちらにつきましては、組織として情報の可視化であったり共有がきちんとなされていなかった。これが大きな原因として、組織としてのミスと考えております。以上です。

○**円谷** それであれば、先ほども答弁でありましたけれども、やはり部課全体でしっかり原因を共有するということが大事ですし、ほかの皆様方にも起こり得ることだと思いますので、今回はたまたま教育委員会というところになりましたけれども、できればほかの市長部局のほうも含めて、こういったミスが起こらないようにというところはぜひ全庁で共有していただきたく思いますので、副市長、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長 答弁はいいですね。

○円谷 結構です。

○委員長 要望ですね。

○若狭 すみません、15号議案で1点だけ。この契約金額が15億という金額の中で、相手方1社、会社さんに当たっての資金繰りですとか、そういうキャッシュフローで何か御迷惑をおかけしたとか、そういう問題とか、そういったのは生じていますでしょうか。

○指導課統括リーダー 今回契約させていただいた株式会社内田洋行さん、非常に大きな会社ということもありまして、今回合意解除をお願いしたときも特段そういうようなお話というのは伺っていないというような状況になります。以上です。

○若狭 分かりました。私は以上です。

○山田 本当に前回からいろいろ質疑があったやつなぞられているわけですがけれども、そしたら、金額が分かりましたけれども、これ国と県の補助はどのくらいだったんでしょうか、全体は。

○指導課統括リーダー 今回15億というお話、今ありましたけれども、3分の2が補助ということで、今回交付決定を受けておる補助金が10億5,103万3,000円になります。以上です。

○山田 それじゃ、一気に飛ばしますけれども、さっきも質問出ましたけれども、不適切なサイトへのアクセス、これはちゃんと管理して、そういう対応をしていくということですがけれども、あと2つ聞きたい。このタブレットで生徒の目が悪くなったとか、そういうような調査とか、ほかにもいろいろプロセスを抜いちゃうとか、そういうことは別にして、健康管理の点ではどんなことを把握していますかね。

○指導課長 視力とか、そういったもので外国で落ちているという情報は入っておりますが、現在教育委員会としてはそういったことで低下という部分では情報を得ていないのですが、ただ長い間使わないとか、そういったことは家庭を通じてお伝えしているところです。以上です。

○山田 じゃ、もう一つ、利便性は、子供って結構速いんですけども、これを今度新しい機種を導入したこともあるし、先生のこれに対するスキルというか、指導力とか何かというのは何か問題ありますか。

○指導課長 学校の活用状況ですがけれども、近々の全国学力・学習状況調査の結果を見ますと、柏市ではほぼ毎日使っていると回答している割合が大幅に県、国を超えている状況です。特に学習活動に応じた活用ということで、調べるだけではなく、まとめる、それから考えを発表するなど様々な場面でこの活用率が上がっているという結果が出ておりますので、先生方においても効果的な活用ができつつあるというふうに認識しております。以上です。

○山田 あとは、いろいろ聞いたんですけども、故障とか、そういうメンテナンスの点では、リースではない、買取りなんですけども、故障とか何かの保全というのはどんなことを考えていますかね。

○指導課統括リーダー 今使っている端末は、保証が入っております。故障したら、その保証の範囲で直していただくということになります。次期の端末についても保証は考えておったんですけれども、今回のファーストG I G A、今のG I G A端末の故障があまりにも多くて、保証会社、裏に保険会社がいるんですけれども、保険会社のほうが保険料を物すごく上げてきたというのがありまして、見積りをいただいたら前回の5倍とか6倍とかになってしまっていて、ちょっとこれは保証を受けるより、予備機を多く購入して壊れたら予備機を交換しつつ、新しい端末をその都度買ったほうがトータルコスト的には我々としては安いという判断しております。実際に始まってみてあまりにも故障率が高いとかになるとまたちょっと話が変わってくるんですけれども、今の状況では保証には入らず、予備機を多く調達して、上限15%まで補助が出ますので、県からの。それを整備した上で保証には入らず運用を行っていきたいと考えております。以上です。

○山田 分かりました。保全はちゃんと考えて進めてください。以上です。

○伊藤 議案の13号、14号についてなんですけど、例えば工期があるものに関してはインフレスライドとかの価格反映があると思うんですけども、最初の食洗機とかの一番最初の予定入札価格の算定根拠というのはどこを参照して食洗機1台とか持ってきているんですかね。

○学校給食課長 業者から見積りをいただきまして、食洗機のメーカーというんですか、造っているところからの見積りをいただいて、それを概算を出して算出して求めています。基本的には、工期が9月末とか8月末とかってなっているのは夏休みとか、大きい機器ですと給食が止まっている状態のときに入れなければお子様たちに影響が出てしまうので、基本的に大きい入替えをするときは夏休みというところに入れてるので、工期等がどうしてもそこに偏っているというところがございます。以上です。

○伊藤 ありがとうございます。一番最初の業者さんの価格が参照されるということだったんですけど、例えばさっきおっしゃったんですけど、物価が10%ぐらいずつ上がっているよというお話があった中で、その一番最初のとこの出す業者ってすごく重要だなと思ったんですけど、それはどうやって選別というんですか、市のほうでやっているんでしょうか。

○学校給食課長 複数業者取ります。1者ではなくて複数の業者から見積りをいただいて、その中でいろいろ精査をさせていただいて落札予定価格というのをこちらで決めているというところです。以上です。

○伊藤 なるほど、分かりました。ありがとうございます。私は以上になります。ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。——なければ質疑を終結いたします。これより採決いたします。

○委員長 まず、議案第13号、財産の取得について（食器洗浄機）を採決いたしま

す。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第14号、財産の取得について（柏市立高田小学校給食用備品）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第15号、財産の取得について（柏市立小中学校情報機器（GIGAスクール用タブレット端末））を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了いたします。

次に、請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方、副市長、教育長、部長以外の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、請願に関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

○委員長 それでは、次に請願を審査いたします。

なお、請願の審査に当たって委員長より改めてお願いいたします。委員より執行部に対して確認をする際には、請願の主旨に即した内容に限ったものいたします。くれぐれも一般質問や執行部への要望とならないよう御注意ください。

請願第1区分、今期定例会で受理した請願38号、行き届いた教育を求めることについての主旨1から6、請願43号、学校給食の完全無償化を求めることについてを一括して議題といたします。

本件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○矢澤 それでは、38号の請願について伺います。先ほど未配置の問題についてはお話を伺いました。市はそれなりに対応しているとは聞いたんですけども、事故対策教員のことがあります。市としては、どれくらいの人を事故対策教員のための予算として確保しているかお示してください。

○教職員課長 昨年度の実績で33名、延べ人数で学校のほうに配置することができまして、本年度も同様以上の人数を想定して予算のほうはいただいているところでございます。以上です。

○矢澤 これ必要だったら基本的には配置をするということだと思んですけども、

先ほども言ったんですけども、病気とか何かがあっても一定の時間、なかなか県の責任だと言っているだけじゃ解決できなくて、市が非常に手早く対応してくれるというのがこれはすごく重要だと思います。でも、市としてはどういう困難を想定しているのか、先ほどもちらっと話、私は現場の声もちょっと言ったんですけども、制度上未配置とは言わないまでも、実際学校現場で様々な困難抱えているというふうなことで考えたときに、どういうケースがいわゆる事故対策教員として対応するような困難だというふうに考えているのかお示してください。

○教職員課長 1つ目が、人がいても県のほうに事例が発出されるまでにやはり1週間、2週間かかるところで、その時間を埋めるためにこの事故対策費を使わせていただいて未配置を埋めるというところがあります。もう一つが、短い期間で県の講師が配置できない期間ですけれども、人が見つかった場合に短い期間でも市の事故対策費を使わせていただいて配置するというような、そのようなケースを想定しております。以上です。

○矢澤 短い期間って、例えば妊娠された方が体調を崩すことは結構あると思うんですけども、そういうときというのはずっとお休みするというふうなことじゃなくても、やはり1週間、2週間とかいうふうなことでお休みを取らざるを得なくなるということがあります。あと、子供たちとの対応でなかなかうまくいかなかったり、今保護者対応でもなかなかうまくいかない事例が出てきたりして、そういう中で体調崩すという、そういう方もいると思います。ですから、ぜひ学校現場にあるそういうふうな困難を想定して、常に困ったことがあったらすぐ行って対応できるような、そういうふうな対応がこの事故対策教員の配置という形であると思いますので、そういう対応を進めていただければと思います。

あと、給食の無償化については、一般質問でもいろいろ論議されているんですけども、はっきり言ってお金っていいですか、予算とかいうふうなことについての課題があるということなんですけども、学校給食を無償化する、つまり給食費払わないでいいという状況をつくるということは、これは子育て支援とか物価高騰対策としてこの有効性については教育委員会はどういうふうに考えていますか。

○学校給食課長 物価高騰対策がどうかというところであれですけども、給食費無償化になったということであれば保護者の皆様の経済的な負担がある一定程度軽減されるというふうな形では考えております。以上です。

○矢澤 もっと堂々と自信持って、これはやってほしい。これが払わなくていいというふうになれば本当に親は助かるというふうに捉えていただければと思います。その辺の意識の弱さというのがちょっと教育委員会が決断できない中身にもなっているかというふうに思っています。あとは、給食に関して公会計になっているんですけども、滞納状況というのはどういう状況になっていますか。

○学校給食課長 公会計、この4月からスタートしまして7月から給食費の徴収させていただいております。納付日に納付されなかった、あと誤って口座にたまたまお金が入ってなかったのと落とせなかったとかという方につきましては、督促状の

ほうを送らせていただいております。ですので、それをもってお支払いしていただいている方もいますので、今現在滞納者これだけですから確定はできないんですが、年度末想定されるのが大体300名から400名程度ではなかろうかと想定しております。以上でございます。

○矢澤 300名、400名という方が、もちろん中には払っても払わないという方何人かいるかもしれませんが、やはり払うのが困難だという方がこれだけいるというふうなことについての認識はしっかり持っていただきたいと思います。

それから、部活動地域移行進んではいますけれども、利用者負担の確認をちょっとしたいんですけども、部活動の地域移行は利用した場合どれくらいの利用者負担があるんでしょうか。

○指導課長 受益者負担につきましては、年間登録料が5,000円、3年生につきましては2,500円になっています。そのほか、月会費として2,000円を徴収しております。以上です。

○矢澤 これもできたときから論議がありますけれども、年間登録費が5,000円で、3年生は別なんですけども、半分なんですけども、月々2,000円というふうなこと。本来学校で部活が行われているときには払わなくてもよかったものなんで、これは本当は教員の働き方改革の中で出てきたもので、これは大本で言えば国が責任持たなくちゃいけないんですけども、行政としてこれを本来なかったものを新たに負担を増やしてやるというのは、今それでちょっとちゅうちょするようなことを出しちゃいけないというふうに思いますので、ぜひこの辺は市としても考えていっていただきたいというふうに思います。38、43号では以上です。

○末永 38号の部活動の資料を頂きました。指定をしました一般社団法人柏スポーツ文化推進協会の登記簿からいろんなこと、いろいろ補助金の内容だとか頂きました。そして、今議論になりました登録料5,000円の2,500円、全部で保護者は、子供たちが登録しているというのは今何人ぐらいいるんでしょうか。

○指導課長 現在登録者数は、合計で4,590名が登録しております。以上になります。

○末永 最近陸上、吹奏楽が入ったんで、一気に膨れましたよね。膨れたんですけど、保護者負担というのはちょっと大きいですよ、保護者負担が。来年度の予算ではこれ生保だとか支援費対象者の子供たち入れると約1,000万ぐらい予算を組んでいるというんですが、大体330人から350人ぐらいじゃないかというんですけど、どういうふうに試算しているんでしょうか。

○指導課長 困窮世帯の補助金につきましては、困窮世帯の約10%が参加ということのを試算しましてこの予算を計上いたしました。以上になります。

○末永 幾らかって聞いたんですけど、1,000万は間違いないかというの。そうすると、約2万9,000円だから、登録料5,000円の2,000円の2万4,000円でしょう、年間。それで2万9,000円じゃないですか。2万9,000円を1,000万から割ると、約3万として330円、いろいろ計算すると三百五、六十要るんじゃないかと思うんですけど、生活保護の人はもちろんあるけど、生活保護じゃない支援費をする低所得者の人まで補

填するんでしょう、しないの。どこが負担するの。

○指導課長 こちらを支援するのは、困窮世帯、いわゆる生活保護であったり就学援助の認定のある保護者、また児童養護施設等に属する生徒を試算した数になっております。以上です。

○末永 それは幾つですか聞いていて、来年は。何で聞いているかといいますと、部活がやっぱり縮まっていますよね、だんだん、保護者負担が大きいから。そうすると子供たちはどうするかというのは、帰宅部になっちゃいますよね。ほとんど学校から真っすぐ帰ってしまうことになるわけです。そうすると子供たちはどこ行くかというのは、生活保護を含めて支援費をやっている人350人ぐらい対象、そのすれすれの人いるんですよ、そういう人を入れたら帰宅部が増えて、行く場所がない。塾にも行けない、お金がないから行けない。どこにいるかっていったら、それは天気がいいときは暖かいときは昔はよくコンビニにたむろしましたよね。なかなか部活ない子というのは行く場所がなくなって、だんだんおかしくなっていくんです。とって地域移行しますと、地域移行にすると保護者負担も増えるけども、子供は地域移行に伴って月曜から金曜は学校でクラブ活動、土曜日は地域部活かな、土曜日は、あなた方は教育長はよく土曜か日曜どっちかですと、やりたい人はもっとやったりして、それは地域部活クラブというんですか、名前変えて、同じ先生ができないから、土曜日は監督がやり、日曜日はコーチがやっているという、それで子供は月曜から日曜、丸々1週間部活をやらされて、ひいひい言っているわけです。極端ですよ、こういうところは。酒井根小学校だとか中学校とか、各地で起きていますよね。だから、それは地域移行にするというのなら、負担、お金だけじゃなくて、父母の負担もありますけど、子供の負担もかかるじゃないですか。だから、日曜日は全部休み、大会、中体連と言うんですかね、中体連があるときだけの1か月間はいいよと、特別に認める。だけど、あとは認めないと。日曜日は休み、土曜日でもいいんですよ、やらない。月曜から金曜も、その中日あたりは休むと、学校の先生も。45分間しかできないんですかね、月曜から金曜は45分間。そこ教えてください。45分間、1日。

○指導課長 現在は、平日2時間までとなっております。

○末永 また順序がごめんなさいね、間違っ。このところは、地域移行はもうちょっと整理して、子供のことも考え、そして保護者のことも考え、先生のことでも働き方改革でやらなきゃいけませんね、考えて、月曜から金曜をやる場合は真ん中どこでもいいから1週間に1回だけ休むよと。コーチが監督で行く場合は、地域移行で行く場合は土曜日と日曜日どっちかよと、それは片方しかやらないよと。やらないと、片方しか。ただし、中体連とか、そういう大会の場合については1か月間だけのスパンはそれは認めるとか言って子供を休ませることをしなけりゃ、へとへとなっちゃっている子供がいて、それで昨日、今日の新聞見ましたか、オリンピック選手で25%が鬱病になるというんでしょう、鬱に。子供たちが鬱になっているんじゃないですか、クラブ活動で。そんなこと分かんないで、指導者はもうむきに

なって一生懸命やるわけですよ。それは、いいことであり悪いことだよ。むきになってやるわけです、それは一生懸命。みんな一生懸命やるわけです。それはそうだよね、私たちがそんなんやったら、むきになって一生懸命やるよ。だから、そういうのが子供に受け継いで子供も一生懸命なるわけです。だけど、いいけど、やっぱり人間って疲れ切っちゃ駄目だから、ここは地域移行についてはやっぱりきちっと交通整理して、教育長、交通整理ちゃんとやってくださいよ、ここは。

保護者負担もなくす。2万9,000円負担するといったらちょっと大きいですよ。塾大体今6,000円から8,000円ぐらい取られますよね、塾で習い事でも。それを2つ、3つと1週間学んでいたりすると部活も行かなくなるよね、それは。学校の先生もどこかへ転勤すると部活しなくなるんですよ、行った先になったら人間のつながりがないから。それ先生が言っているんだから、現場の人が。もう次行ったらやりませんと言っているんだから。だから、そういうことも含めてあるんで、地域移行については柏市は国から指定を受けて何か脚光を浴びていますが、もう一回見直して、先生のこと、保護者のこと、それから子供の環境、健康問題含めて総合的にきちんとやっていただきたいなと思います。

私はこれ丸にしていますが、ぜひこのところはしっかり、約5,600人近くがいるわけですよ、今のところは。これは、陸上とブラバンが入ったから増えている。本当は3,500人ぐらいですよ。3,500人ぐらいが本当の部活で、あとはブラバンと陸上が入ったんで1,000人ぐらい増えたんじゃないかと思うんですけども、この金額を受ける事業者、この事業者についても私はもうちょっと検討をきちっとしていただきたいなと思うんです。登記簿取りました。おたくから頂きましたけど、ずさんです。今まで報告もなかった。金はどう使われているか分からない。約4,590と言いましたか、4,590掛け、約3万円掛けてください。幾らになりますかね、1億2,000万近い金ですよ。ここへ入るわけです。ほとんどが学校の先生のコーチなんかの時給1,600円、1,600円掛け、3時間まで払うんですか、1人、3時間まで払う。ただし、協議か何かがあったときは千二、三百円になっちゃうということです。だから、そういうことも考えるとこの1億何千万の金は全部払われているかという全部払われてもいけませんよね、それを全部。だから、ここも精査をして、保護者負担がかからないようにちゃんとしていただきたいなと思うんです。何かこのK S C Aあたりかどうか分かりませんが、来年からは2,000円を3,000円ぐらいにしたいような話もちょっと耳にしましたが、そういうのじゃ保護者は、子供たちはみんなやらなくなるじゃないですか。だから、ここは総合的に、ぜひこの請願あるように保護者の負担がかからないように見直しをしていただきたいなと思います。私からは以上です。

○委員長 ほかに質疑並びに意見はありませんか。――なければ質疑並びに意見を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 それでは、請願38号、主旨1について採決いたします。
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願38号、主旨2について採決いたします。
本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願38号、主旨3について採決いたします。
本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。
よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願38号、主旨4について採決いたします。
本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手少数であります。
よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願38号、主旨5について採決いたします。
本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。
採択、不採択同数であります。
よって、本件は委員長裁決により不採択すべきものと決します。

○委員長 次に、請願38号、主旨6について採決いたします。
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。
採択、不採択同数であります。
よって、本件は委員長裁決により不採択すべきものと決します。

○委員長 次に、請願43号について採決いたします。
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。
よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。
次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

いします。

○委員長 それでは、請願第2区分、今期定例会で受理した請願37号、全ての子供たちに行き届いた保育と教育の実現について、主旨1から6を議題といたします。

本件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○矢澤 保育園の保育料の問題が出ています。柏市の保育園の保育料の状況をちょっと簡単に教えてください。

○保育運営課長 柏においては、ゼロ、1、2については保育料はいただいております。3歳、4歳、5歳については無償化ということで、3、4、5については無料となっております。以上です。

○矢澤 分かりましたけど、給食費の問題出ています。保育の関係の給食費ですけども、この給食費について、柏の保育園というのは若干違うのかもしれないけども、柏の保育園の給食費の現状を簡単に教えてください。

○保育運営課長 給食費については逆になっていて、ゼロ、1、2については保育料に含まれている形になっております。3歳、4歳、5歳については、保育料は無償化になっておるんですが、給食費については実費徴収分ということでいただいているところです。以上です。

○矢澤 値段的に、五、六千円でよろしいのでしょうか。

○保育運営課長 月額6,000円いただいております。以上です。

○矢澤 これ柏の公立、私立、大体全部同じでしょうか。

○保育運営課長 公立については、6,000円でやっております。私立さんは、6,000円でやっちらっしゃるところもあれば、幼稚園さんとかもうちょっと高いところもあります。以上です。

○矢澤 よく小中学校の給食の無償化については、学校給食法というのがあって、そこで食材については保護者負担というふうなことでなっているんですけども、これのいわゆる保育園の場合の給食費負担のそういうふうな条例とか規程とかあるのでしょうか。

○保育運営課長 特にそういった条例とか規程とかはないんですが、いただいておりますのは食材費相当分の金額をいただいているところです。以上です。

○矢澤 じゃ、学校給食法みたいなのはないけども、運営上もらっているという形になるかと思うんですけども、これも結構保護者負担としては大きなもので、せっかく保育料が無料になっていく流れがあるんで、一緒に考えていただければなというふうに思っております。

民間の保育園のことで伺いたいんですけども、この間民間保育園増えたよとか、やめちゃって減っちゃったよとかいう変化というのはこの一、二年ありますでしょうか。

○保育運営課長 認可施設については、新設で増えているところあるんですが、おやめになったとか、そういうところはないです。認可外とかについては、去年

の場合1件おやめになったところはあります。以上です。

○矢澤 先ほども議論になったことも誰でも通園制度の問題も出ていますけれども、これって実際に手挙げるところが増えるかどうか、先ほど聞いたんだけども、ちょっと厳しい状況が私はあるんじゃないかなと思います。

子ども医療費の窓口負担のことが出ています。無償というと本当に払わなくていいというふうに感じるんだけど、実際には1回で300円を払わなくちゃいけないというふうなことですと、毎回行くというと、単純に考えて1か月に1遍とか、子供によっては何回も行かなくちゃいけない病気とか、体の弱い子とかあると思いますけども、1か月に1遍だとしても300円で三千数百円の負担というふうになっていくんです。これは、市としては完全無償というふうにこれをしようとする、こういう論議はないんでしょうか。

○こども福祉課長 こちらにつきましては、直ちに無償化するのは難しいと考えております。現状としまして、住民税所得割非課税世帯と、あと児童扶養手当受給世帯については既に窓口負担をなくしておりまして、そのほかの全ての子育て世帯においても調剤については無償化してございまして、先ほど委員もおっしゃいましたが、通院について同じ医療機関で治療が続く場合、同月で同一機関で受診した場合には通院6回目以降、入院中11日目以降は自己負担なしとさせていただいております。また、なぜ少額の負担、少額というか、数百円の負担をいただいているかというところの中で、ほかの自治体とか国でも注目をしているところではあるんですけども、医療費の助成を拡充しますと被保険者の受診行動が変化するというところで、受診される回数が増加することが知られているところですが、受診が増えますと子ども医療費だけではなくて各健康保険をはじめとする医療保険財政全体への影響というのがあります。また、お子さん側で見ますと、受診が増えることで服薬の機会が増えることになるんですが、服薬の機会が増えますと服薬の増加によって薬剤の耐性菌の発生などあったりとか、あとお子さんが繰り返し薬を飲むということでの健康への影響というのが必ずしもプラスの影響ばかりではないという懸念があるというところで、医療費の、本当に必要なときには受診をいただきながらも過剰な受診をされないというところ、それから財政負担について考慮するところ等を含めてバランスを取って今に至っている状況でございます。以上です。

○矢澤 そういうふうな考えを持っているということはちょっと想定していなかったんで、私は、これは子ども医療費だけじゃなくてほかの問題もそうだけでも、医療費負担を手厚くすると医者にたくさんの方が行くというふうに言うけど、逆に言ったら、厳しくしたら行かない人が増えて、かえって重症化するというふうなことのほうが私は心配だと思っています。それで、子ども医療費低くすると子供がいっぱい行って服薬って言うけども、その辺はお医者さんがきちんと判断してやるわけだから、子供に体が悪くなるような服薬は私はさせないというふうに思っていますから、今のような言い方で、だからバランスというのもあったけども、これはお金取っているんだよという、その姿勢はどうもいただけないなと思っていますので、

この請願の主旨も含めて、ほかの議員の皆さんにはぜひこれは採択していただければというふうに思っています。以上です。

○委員長 ほかに質疑並びに意見はありませんか。——なければ質疑並びに意見を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 請願37号、主旨1について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

採択、不採択同数であります。

よって、本件は委員長裁決により不採択すべきものと決めます。

○委員長 次に、請願37号、主旨2について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

採択、不採択同数であります。

よって、本件は委員長裁決により不採択すべきものと決めます。

○委員長 次に、請願37号、主旨3について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願37号、主旨4について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願37号、主旨5について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願37号、主旨6について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

採択、不採択同数であります。

よって、本件は委員長裁決により不採択すべきものと決めます。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構で

す。御苦勞さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

○委員長 請願第3区分、今期定例会で受理した請願41号、保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書について、請願42号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書についてを一括して議題といたします。

本件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○矢澤 41号の退職手当共済制度、これができた経緯というのはどういう経緯なんでしょうか。

○保育運営課長 こちら退職金共済制度、社会福祉施設の従業員さんの雇用の安定という趣旨から創設されまして、国、県から助成金入れることで安定化を図っていると、そういう背景がございます。以上です。

○矢澤 じゃ、請願の中ではこの継続を求めるというふうなことですけども、継続されないというふうな事態が起ころうとしているのかどうか。また、継続されなくなったときはどんな状況が起こってしまうのか、お願いします。

○保育運営課長 本事業については、これ国のほうでこのまま継続をするのか、それとも国、県の助成を打ち切るのかというのは近年議論されているところでして、仮に打ち切りになった場合はこの掛金が今年度は4万7,500円のところが国3分の1、県3分の1がなくなってしまうので、全て事業者さんの持ち出しという影響が出てまいります。以上です。

○矢澤 そんなに増えたら、それこそ社会福祉施設の職員の方たちやっていけなくなっちゃうような状況というのが出てきてしまいますので、ぜひこれ採択していただければと思います。

42号についてなんですけども、保育士の配置基準の引上げのことなんですけども、4、5歳児25人、3歳児は15人に保育士1人と、これ柏市はもう行っていますよね。

○保育運営課長 こちらは、2年前に条例のほうを改正してこちらしたところなんですけども、柏市においても国同様経過措置設けておりまして、条例の本則のほうでは対応しているところなんですけども、経過措置期間がまだ続いているという状況です。以上です。

○矢澤 経過措置というか、期限の定めのない経過措置というのが出ているんですけども、これは期限の定めのない経過措置というのはどんなことか。

○保育運営課長 こちらは、当面の間旧基準でもいいですよということになっておるんですけども、こちら具体には労働市場のほう为好転して保育士の確保が容易になったときには国のほうでも経過措置が取れることになりますので、当面の間というちょっと曖昧な言い方になっているんですけども、労働市場が好転したらという意味合いでございます。以上です。

○矢澤 さっきちょっと言ったんですけど、柏の公立と民間というのを含めて実

施状況というのはいくらになっているか分かりますか。

○**保育運営課長** 公立については、こちら7時から19時まで勤務時間延びたときに2人担任配置と3、4、5歳のところでやった影響で最低基準は大幅にクリアしているところなんです。私立さんについては、配置したら加算措置がもらえますので、大体の園さんでは対応されているんですが、まだ一部、月によっては新基準満たしていない園とかも現在のところ残念ながらまだ散見される状況です。以上です。

○**矢澤** 予算が加算されるとか、加算される要件ってあったけど、要件が厳しいというようなことも出されているんですけども、その要件というのはどんなものですか。

○**保育運営課長** 4、5歳と3歳については厳しくないんですけど、1歳のところの加算の要件が、例えば10年以上働いているベテランさんでないといけないとか、あとICT化が済んでいるとか、そういった一定の制約があって、ちょっとハードルが高い状況でございます。以上です。

○**矢澤** 柏の公立の場合は、1歳児のいわゆる5対1というかな、それというのとは行われている状況はあるんですか。

○**保育運営課長** 公立は、1歳はもう1対5で配置しております。以上です。

○**矢澤** 民間は、厳しいという状況があるということでしょうか。

○**保育運営課長** 民間さんもここかなり、ゼロから1で急に1対3から1対5とか1対6になるので厳しいところですので、それなりに人は配置されているんですけど、まだ完全に人を張りつけられているところはないと、そういう状況でございます。以上です。

○**矢澤** これは、市の責任だけじゃなくて国の問題とか全体の問題というのがすごく大きくあるんですけども、とにかくこの配置基準が完全実施がどんどん進むようなことになるように議会としての声を届けていく必要があると思いますので、採択よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○**委員長** ほかに質疑並びに意見はありませんか。——なければ質疑並びに意見を終結をいたします。

これより順次採決いたします。

○**委員長** 請願41号について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○**委員長** 次に、請願42号について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

以上で請願の審査を終了いたします。

○委員長 この際、お諮りいたします。

採択した請願については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することの取扱いは委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

執行部の皆様、退席されて結構です。大変に長時間にわたり御苦労さまでした。傍聴人の方も、終わりましたので、これから事務調査の件になりますので、御退出のほうをお願いいたします。

○委員長 それでは、次に閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元の審査区分表に記載された調査項目について閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査については必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては正副委員長に御一任を願いたいと思います。これに御異議ありませんか。（「ないけどさ、何かあるの」と呼ぶ者あり）一応出ているんですけど、それについてはちょっとこれから。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の教育子供委員会を閉会いたします。

午後 4時32分閉会